

英連邦諸国（イギリス、ニュージーランド、カナダ）の緊急事態法制 —大災害時の緊急権行使と緊急事態管理の仕組み—

海外立法情報調査室 矢部 明宏

【目次】

はじめに

I 3か国の法制度の特徴

- 1 緊急権の憲法上の根拠
- 2 法制度の構成の概要

II イギリス

- 1 現行法制定までの経緯
- 2 現行法の概要
- 3 実施体制・状況

III ニュージーランド

- 1 現行法制定までの経緯
- 2 現行法の概要
- 3 実施体制・状況

IV カナダ

- 1 現行法制定までの経緯
- 2 現行法の概要
- 3 実施体制・状況

V 我が国の法制度との比較

- 1 日本国憲法と緊急権
- 2 災害対策基本法上の「緊急政令」
- 3 3か国との比較及び今後の議論への示唆

おわりに

翻訳：ニュージーランド

2002年民間防衛緊急事態管理法（抄）

2011年カンタベリー地震復旧法（抄）

カナダ

緊急事態法（抄）

緊急事態管理法

はじめに

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生は、まさに我が国の緊急事態と呼び得る状況の出現であった。発生後、緊急事態法制の不備を指摘する声上がり、特に、憲法に緊急事態に関する規定を設けるべきかについて議論が生じた⁽¹⁾。この問題は、かつて内閣に設けられた憲法調査会及び国会に設けられた憲法調査会でも議論の対象となった経緯があり、今後、憲法審査会においても議論される可能性がある。明治憲法では、緊急事態に関する規定が置かれていたが、日本国憲法では、緊急事態への対処を窺わせる規定としては、参議院の緊急集会に関する第54条の規定のみがある。一方、現行法律では、警察法（昭和29年法律第162号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等の個別の法律に緊急事態に関する規定が置かれ、緊急事態に対処する仕組みが設けられている。しかし、これらの法律は、様々な緊急事態について個別に扱っており、緊急事態一般について包括的に定めた法律はなく、また、法律の想定を超えた緊急事態が発生した場合にどのように対処し、政府にどのような権限が与えられるかについては明確とは言えない。

諸外国の法制度をみると、ドイツ、フランスを始め、緊急事態に関する規定を置く憲法が多くある一方、憲法ではなく、緊急事態に関する基本的な法律を定める国もある。イギリス及びイギリス法の伝統が強いニュージーランド、カナダでは、憲法上の明確な規定はないが、緊急

(1) 「憲法記念日座談会 施行から65年目」『読売新聞』2011.5.3; 「原発事故と国家権限」『毎日新聞』2011.5.3 参照。

事態に関する基本的な法律で大災害を含む緊急事態への準備及び対応、並びに重大な緊急事態における緊急権の行使について規定しており、国王（その代理としての総督）に強力な命令制定権を与えているところに特徴がある。

本稿は、3か国の法制度を紹介し、最後に我が国法制と比較することにより、我が国の今後の大災害法制の検討の参考に供することを目的とする。末尾に、ニュージーランド及びカナダの関係法律の翻訳を付した。なお、本稿で対象とするイギリスの法律（2004年民間緊急事態法）の解説及び翻訳は、既に本誌に掲載されている⁽²⁾ので、そちらも参照されたい。

I 3か国の法制度の特徴

1 緊急権の憲法上の根拠

国家が緊急事態に際して、国家存立のために平常時とは異なる権力の集中・行使を可能とすることは、国家緊急権（緊急権）(emergency powers)といわれ、程度の差はあれ、権力の異常な集中及び立憲主義の一時的停止を伴うことが特徴である⁽³⁾。しかし、国家の直面する緊急事態が具体的事情によって様々であるのに対応して、緊急権の種類も広い範囲にわたるため、緊急権は、平時の体制が強化されたものに過ぎ

ないもの（「準緊急権的作用」をもつもの）との判別が難しい場合がある⁽⁴⁾。このため、具体的な権限を緊急権とみるかどうかは、論者によって見解が異なる可能性が生じる。

緊急権の種類は、まず、①：制度化されたものと②：制度化されないものに分けることができる。制度化されたものには、①-1：憲法典で定める方式と①-2：法律により定める方式がある⁽⁵⁾。②は、憲法又は法律の授権規定がない場合に、政府が、憲法又は法律外の緊急措置をとり、場合により、事後的に議会から免責を受ける方式である（超実定法的な緊急権）。また緊急権は、その内容によって、(a)：行政型と(b)：立法型に分けることができる。(a)は、平時において行政権に加えられていた憲法又は法律上の制限が取り除かれ行政権が強化され、人権の保障が一時停止されるものである（マーシャル・ロー（後述）、戒厳等）。(b)は、危機に対処するために、議会から行政府へ立法権を委任し、危機立法を迅速に行わせる方式である⁽⁶⁾。本稿で紹介する3か国の法制度は、概ね、①-2及び(b)の方式をとり、前述の準緊急権的作用をもつ規定を含んでいる。

(1) イギリス

イギリスには、単一の成文憲法典はなく、憲法は、

(2) 岡久慶「緊急事態に備えた国家権限の強化—英国2004年民間緊急事態法」『外国の立法』223号, 2005.2, pp.1-26. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/223/022301.pdf>> なお、2004年民間緊急事態法は制定後、関連組織の変更等に伴う改正が数回行われている。本稿では、英国公文書館提供サイト(legislation.gov.uk)に2011年7月1日現在掲載の条文に基づき、使用する訳文に修正を加えた。<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/36/data.pdf>> 以下、インターネット情報は、平成24年2月10日現在である。

(3) 憲法学者の芦部信喜は、緊急権を次のように定義する。「戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人の保障と権力分立）を一時停止して、非常措置をとる権限のこと」（芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』有斐閣, 1992, p.65）。

(4) 小林直樹「緊急権—立憲体制と危機政府の問題—」『日本国憲法体系(宮沢俊義先生還暦記念) 第1巻 総論Ⅰ』有斐閣, 1961, pp.212, 260 参照。

(5) 岩間昭道「日本国憲法と非常事態・環境保全」『ジュリスト』1427号, 2011.8.1-15, p.16; 矢部明宏ほか「Ⅰ 憲法上の国家緊急権 1 概説」『主要国における緊急事態への対処(総合調査報告書)』(調査資料2003-1) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, p.9. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2003/1/20030104.pdf>> 参照。

(6) 小林 前掲注(4), p.223; 大西芳雄『憲法の基礎理論』有斐閣, 1975, pp.210-212 参照。

議会制定法、コモン・ロー⁽⁷⁾、慣習などで構成される⁽⁸⁾。緊急権は、歴史的に、国王大権、コモン・ロー、マーシャル・ロー、制定法という複数の法的根拠を有する。マーシャル・ローは、戦争状態、反乱等の際、秩序回復のため軍が強制力を行使することであるが、現在では憲法上の意義を失っているとされる⁽⁹⁾。コモン・ローでは、国王は、緊急事態に対処するため、範囲が明確ではない権限を持ち、この権限のうち、国王のみが有するものが国王大権 (prerogative powers) に位置づけられ、他の権限は、国王と臣民 (subject) とが共有する。このように、国王大権、コモン・ローに基づく権限の範囲は明確ではなく、行政権による濫用の可能性があるため、現在では、もっぱら制定法により緊急権が定められるようになっている⁽¹⁰⁾。

緊急権を定める法律は、平時における指定された種類の緊急事態に備えるための一般法と、個別の深刻な緊急事態(多くの場合は戦争)に対応して制定される特別法とに分かれる。いずれの場合も、法律は授權法であり、緊急権を与えられた行政府が基本的に枢密院令 (Order in Council)⁽¹¹⁾を通じて、臨機応変に対応することを可能にする⁽¹²⁾。この緊急権は、枢密院令によって、法律と同じ効力を持つ命令・規則を制定で

きるという強力な権限であるため、行政権による濫用を防ぐため、根拠法律には、枢密院令による命令・規則の制定範囲の制限、議会による統制等に関する規定が設けられるのが通常である。

なお、委任立法により、法律と同様の効果を持つ命令・規則を制定できることについては、憲法上の原理である議会主権との関係が問題となり得る。議会主権とは、議会以外の機関は、議会の制定する法を無効としたり、排除したりすることはできないという原理であり⁽¹³⁾、この原理により、議会制定法は、最高の法源として、コモン・ロー、委任立法、判例等に優越する。しかし、委任立法が緊急事態に対処するための暫定的な手段として用いられる場合は、制定法に代わる委任立法を制定することも憲法上容認されているものとみられる⁽¹⁴⁾。

(2) ニュージーランド、カナダ

一方、ニュージーランドとカナダは、イギリスの植民地、自治領の時代を通じて、イギリス議会がそれぞれの国のために制定した法律が適用され、1980年代にそれぞれの国のために立法を行うイギリスの権限が最終的に消滅したという共通の歴史を持つ⁽¹⁵⁾。両国は、イギリス女

(7) 中世以来国王のコモン・ロー裁判所が発展させてきた法分野。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.165。

(8) 齋藤憲司「英国」『諸外国の憲法事情』(調査資料2001-1)国立国会図書館調査及び立法考査局、2001、p.32。

(9) Eric Barendt, *An Introduction to Constitutional Law*, Oxford:Oxford University Press, 1998, p.173。

(10) David Bonner, *Emergency Powers in Peacetime*, London: Sweet & Maxwell, 1985, pp.8-10。

(11) 国王が枢密院 (Privy Council) の助言に基づいて発する命令で、国王大権に由来する国王の立法権能の行使。前掲注(7)、p.609。

(12) 岡久 前掲注(2)、p.2。

(13) 齋藤 前掲注(8)、p.32。

(14) Philip A Joseph, *Constitutional and Administrative Law in New Zealand*, 3rd ed., Wellington: Brookers, 2007, p. 504。参照。議会主権の原理は、イギリスとニュージーランドとに共通の憲法原理である。前掲注(7)の資料その他には、議会主権と委任立法との関係の問題についての説明が見当たらないため、この部分の記述は、ニュージーランドに適用されるイギリスの憲法原理についても詳細に解説している本書を参照して記述した。

(15) 齋藤憲司「カナダ」『諸外国の憲法事情』(調査資料2001-1)国立国会図書館調査及び立法考査局、2001、p.144; 矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』(調査資料2003-2)国立国会図書館調査及び立法考査局、2003、pp.135-142。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2003/2/20030207.pdf>〉参照。

王を共通の国家元首とし、その代理としての総督を置く。

ニュージーランドには、イギリスと同様、単一の憲法典はなく、憲法は、1986年憲法法 (Constitution Act 1986)、1990年権利章典法 (Bill of Rights Act 1990)、1993年人権法 (Human Rights Act 1993) などの議会制定法のほか、コモン・ロー、慣習などの不文法で構成される。緊急権は、イギリスと同様、国王大権、制定法に基づく緊急権が認められてきた。

カナダも単一の憲法典はなく、憲法は、1982年憲法法 (Constitution Act 1982)、1867年英領北米法 (British North America Act 1867) などの議会制定法とコモン・ロー、慣習などの不文法で構成されている。カナダは連邦制を採用し、英領北米法第91条は、連邦が、州議会の専属権限とされている事項を除くすべての事項に関して、カナダの平和、秩序および良き統治 (Peace, Order, and Good Government of Canada: POGG) のために、法律を制定することができる」と規定し、連邦の「残余的権限」を認めている。カナダでも、緊急権は国王大権により認められてきたものであるが、連邦と州の管轄権についての最高裁判所の判例を通じて、緊急権は、POGGの規定に基づく制定法により認められるようになった⁽¹⁶⁾。

2 法制度の構成の概要

現代の緊急事態に関する制定法においては、緊急権に関する法制度と民間防衛・市民保護に関する法制度とが併せ規定されることがある。イギリスにおいて、民間防衛の法制度化は、第2次世界大戦前後に生じた。第2次世界大戦前から冷戦期にかけては、外国からの侵略に当たって、国民を保護することを主な目的としていたが、次第にその範囲が拡張され、現在

では、自然災害、テロ等、国家の様々な危機を対象とするようになり、ニュージーランドとカナダも類似した経過をたどった。ただし、イギリスでは、立法型緊急権と民間防衛とを併せ規定するのに対して、ニュージーランドとカナダは、両者を別個の法律で規定している (次頁の表参照)。なお、民間防衛において、ニュージーランドとカナダは、緊急事態対処の準備から復旧までを包括する「緊急事態管理 (emergency management)」という言葉を用いている。

本稿で紹介する3か国の法律の主要な構成は、概ね表のとおりであり、緊急事態の定義、緊急事態への準備・対応等、緊急権、緊急権の統制、補償から成っている。

3か国の緊急事態法制は、上記のような共通の法的伝統を反映して類似する面が多いが、それぞれの国の状況 (主要な災害、国と地方の関係等) を反映して異なる部分も少なくない。以下のⅡ～Ⅳ章では、各国について、1 現行法制定までの経緯、2 現行法の概要、3 実施体制・状況に区分し、さらに現行法の概要については、(i) 現行法の構成等、(ii) 緊急事態の定義、(iii) 緊急事態への準備、対応等、(iv) 緊急権の内容、(v) 緊急権の統制、(vi) 補償に区分し、比較対照することとしたい。

Ⅱ イギリス

1 現行法制定までの経緯

現行法である2004年民間緊急事態法 (Civil Contingencies Act 2004) 制定前の主要な緊急権法として、一般法である1920年国家緊急権法 (Emergency Powers Act 1920, 以下「1920年法」と、第2次世界大戦時に制定された特別法である1939年国家緊急権 (防衛) 法 (Emergency Powers [Defence] Act 1939) があ

(16) 富井幸雄『憲法と緊急事態法制：カナダの緊急権』日本評論社、2006、pp. 20-42 参照。

表 本稿で紹介する3か国の緊急事態法制の主な構成

項目	イギリス	ニュージーランド		カナダ	
根拠法	一般法 (2004年民間緊急事態法)	一般法 (2002年民間防衛緊急事態管理法)	特別法 (2011年カンタベリー地震復旧法)	一般法 (緊急事態法)	一般法 (緊急事態管理法)
緊急事態の定義	1,19	4	—	3,5	—
緊急事態への準備、対応等	2,3,4	8-65	6,11-28	—	1-14
緊急権					
・緊急事態宣言	—	66,68-73	—	6,7(1),11-14	—
・準緊急権	5-16	74-76,78-80,84-94,95-106	29-39,42-59	—	—
・立法型緊急権	20,22,24,25,30	—	71,75	8(1)	—
緊急権の統制	17,21,23,26,27-29	67,70(2),77,81-83	68-70,71(6),72-76	4,8(2)(3),9,10,12(4),13(2),15,57-63	—
補償	—	107-110	40,41,60-67	46-56	—

注：数字は、条（項）番号を示す。ただし、カナダの緊急事態法は、「公共の福祉上の緊急事態」に関連する条項のみを示す。

出典：3か国の法律に基づき、筆者作成

る。1920年法は、第1次世界大戦後、港湾、鉱山、鉄道等の産業分野でストライキが頻発し、社会不安を煽ったことに対応して制定されたものである。1920年法は、1964年国家緊急権法（Emergency Powers Act 1964）により、自然害等に適用させるため改正された。1920年法は、1926年のゼネストから1974年の炭鉱ストライキまで、12回にわたり適用された。1939年国家緊急権（防衛）法は、戦争に応じて定められた最後の緊急権法であり、女王が公共の安全確保、公共秩序の維持等のため、枢密院令により防衛令を定めることができること等を規定し、1946年に失効した。⁽¹⁷⁾

民間防衛については、第2次世界大戦時に1937年空襲事前対策法（Air-Raid Precautions Act 1937）と、同法を改正し、かつ補完した1939年民間防衛法（Civil Defence Act 1939）が定められた。第2次世界大戦が終結すると、1945年民間防衛（権限の停止）法（Civil Defence [Sus-

pension of Powers] Act 1945）を制定し、1937年空襲事前対策法及び1939年民間防衛法のほとんどの規定を一時的に停止させた。その後、1948年民間防衛法（Civil Defence Act 1948）が制定され、同法が、2004年民間緊急事態法が制定されるまで、民間防衛制度の土台となった。この1948年民間防衛法をさらに補足する形で1954年民間防衛（軍隊）法（Civil Defence [Armed Forces] Act 1954）が制定された。その後、1986年市民保護法（Civil Protection in Peacetime Act 1986）が制定され、戦時を前提とした民間防衛から平時の緊急事態を前提とした市民保護への移行がある程度図られた上で、1948年民間防衛法の枠組みが2004年法制定まで存続した。⁽¹⁸⁾

2000年秋の燃料危機及び同年冬の洪水の多発を契機に、1948年民間防衛法が時代遅れになっているとして、新法導入の動きが生じた。また、2001年9月11日の米国における同時多発テロの発生により、1920年法に基づく緊急

(17) 岡久 前掲注(2), pp.2-4.

(18) 同上, pp.1-2.

権の制度も見直されることとなった。また、1998年人権法の制定により、緊急事態規則と人権法との関係を整理する必要も生じていた。2003年6月、政府は、民間緊急事態法案草案を公表、2004年1月、法案が下院に提出され、同年11月に2004年民間緊急事態法が制定された。⁽¹⁹⁾

2 現行法の概要

(i) 構成等

2004年民間緊急事態法は、全36条及び附則3から成り、第1部「地方における備え及び市民保護」では、地方レベルの公的機関（地方自治体等）に課される緊急事態に対応した市民保護の義務について、第2部「緊急権」では、より大規模な緊急事態について中央政府が緊急事態規則をもって対応することを定める。

(ii) 緊急事態の定義

第1部と第2部の緊急事態の定義は、次のとおりほぼ同じであるが、第1部は第2部に比し、より地域的に限定される緊急事態であることを示している（下線（筆者付与）参照）。

第1部の緊急事態は、国の内外で発生する、(a)連合王国のある場所における人の福祉(human welfare)に深刻な被害を及ぼす可能性のある事象(event)若しくは状況、(b)連合王国のある場所における環境に深刻な被害を及ぼす可能性のある事象若しくは状況、又は(c)連合王国の安全保障に深刻な被害を及ぼす脅威のある戦争若しくはテロリズム、と定義される(第1条第1項、第5項)。

第2部の緊急事態は、国の内外で発生する、(a)連合王国又は地方若しくは地域における人の福祉に深刻な被害を及ぼす可能性のある事象又は状況、(b)連合王国又は地方若しくは地域における環境に深刻な被害を及ぼす可能性のある事象

又は状況、又は(c)連合王国の安全保障に深刻な被害を及ぼす脅威のある戦争又はテロリズム、と定義される(第19条第1項、第6項)。

緊急事態の定義は、閣内相又は主務大臣が変更することが可能である(第1条第4項、第19条第4項、第5項)。

(iii) 緊急事態への準備・対応等

附則1に掲げる「第1カテゴリー対応者」(地方自治体、警察、消防隊、救急サービス、病院等)は、緊急事態が発生する可能性を推定し、緊急事態対応計画を策定し、当該推定及び計画を必要に応じて発表し、緊急事態が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合に、公衆に警告を発し、情報及び助言を与える(第2条第1項)。閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、規則を制定してこれらの義務の適用範囲及び遂行方法を指定することができる(第2条第3項)。規則では、「第2カテゴリー対応者」(電力、ガス、上下水道、電話、交通事業者等)にも第1カテゴリー対応者に協力し、情報を提供することを許可し、要請できる(同条第5項(h)(i))。また、緊急事態対応計画の維持に関連して、ボランティア団体の活動に留意することを地方自治体等に許可し、要請できる(同条第5項(k))。

(iv) 緊急権の内容

(a) 緊急事態宣言

緊急事態宣言は、緊急事態規則(emergency regulation)の前文をもって代えることとされたため、宣言が単独で出されることはない⁽²⁰⁾。

(b) 準緊急権

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、命令によって、第1カテゴリー対応者に対し、緊急事態の防止、影響の縮減、管理、緩和その他の行動をとるための職務遂行を要請することができる(第5条第1項～第4項)。

(19) 同上, pp.1-2.

(20) 同上, p.9.

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、第1及び第2カテゴリー対応者間で情報を開示することを許可し、又は要請する規則を定めることができる(第6条第1項、第2項)。

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、緊急の場合、文書による指示によって、緊急事態計画並びに第5条の命令及び第6条の規則と同様の規定を定めることができる(第7条第2項、第8条第2項)。

(c) 立法型緊急権

女王は、次の一定の条件が満たされたと判断した場合、枢密院令により緊急事態規則を制定することができる(第20条第1項)。一定の条件とは、①緊急事態が発生したこと、又は発生しようとしていること、②緊急事態の防止、管理、緩和のために規定を定める必要があること、③上記②の規定が緊急に必要とされていることである(第21条)。緊急事態規則の制定手続に大幅な遅滞が予想される場合は、上位の閣内相(A Senior Minister of the Crown)⁽²¹⁾が緊急事態規則を制定できる(第20条第2項)。緊急事態規則は、緊急事態の性格の指定、一定の条件が満たされること等の宣言を含む制定権者の声明を前文として付す(第20条第5項)。

緊急事態規則は、制定権者が緊急事態の防止、管理又は緩和の目的のために必要と判断したあらゆる規定を定めることができる(第22条第1項、第2項)。緊急事態規則は、議会制定法又は国王大権の行使で定めることのできるあらゆる種類の規定をすべて規定することができる(第22条第3項)。

緊急事態規則に基づく活動の調整を円滑にするため、緊急事態規則に基づき、緊急事態調整官(Emergency Coordinator)及び地域指名調整官(Regional Nominated Coor-

inator)が任命される(第24条第1項)。

緊急事態規則の違反を審理する審判所を緊急事態規則により設置できる。ただし、この規則は、上位の閣内相が審判所審議会(Council on Tribunals)と協議しなければ原則として制定できない(第25条第1項、第2項)。

スコットランド、北アイルランド及びウェールズに関連する緊急事態規則は、上位の閣内相が各自治政府と協議していなければ定めることができないが、緊急の場合には、協議を省略することができる(第29条)。

緊急事態規則は、委任立法によって定められる(第30条第1項)。

(v) 緊急権の統制

(a) 緊急事態宣言

上記(iv)(a)の理由により、関係の規定はない。

(b) 準緊急権

第5条第1項、第2項の命令は、議会各議院又はスコットランド議会に提出され、承認されない限り定めることはできない(第17条第2項、第3項)。閣内相又はスコットランドの大臣によって定められた規則は、議会のいずれかの議院又はスコットランド議会の決議により無効とされる(第17条第4項、第5項)。また、第7条第2項、第8条第2項の文書による指示は、発せられてから21日の期間が終了した時に失効する(第7条第4項(c)、第8条第4項(c))。

(c) 立法型緊急権

緊急事態規則は、その規則が緊急事態の影響の防止、管理又は緩和を目的としており、かつ、規則の効力が緊急事態に正確に比例していると制定権者が判断する場合に限り制定することができる。緊急事態規則には、規則が適用される地方又は地域を指定しなければならない。また、軍役を課すこと、労働争議参加を禁止すること、この法律第2部及び

(21) 第一大蔵卿(首相)、その他女王の主要な主務大臣又は女王の大蔵委員をいう(第20条参照)。

1998年人権法を改正することはできない(第23条第1項～第5項)。

緊急事態規則は、遅くとも制定された日から30日で失効するが、その規則に代えて新たな規則を制定することができる(第26条)。

緊急事態規則は、可能な限り速やかに議会に提出しなければならないが、提出から7日以内に各議院の決議によって承認されない限り、失効する(第27条第1項)。緊急事態規則の効力喪失の決議を各議院が可決した場合は、決議で指定された時、又は可決した翌日に効力を失う(同条第2項)。規則制定の日から5日が経過する日まで議会が閉会中又は休会中の場合は、規則の審議のために議会を召集し、会議を開催しなければならない(第28条)。

緊急事態規則は、上位法(primary legislation)を改正するものであるか否かにかかわらず、1998年人権法のために、上位法ではなく下位法(subordinate legislation)とみなす(第30条第2項)。この規定に基づき、裁判所が緊急事態規則が人権法に抵触すると判断した場合は、規則の効力を取り消し、又は効力を停止させることができる。

(vi) 補償

関係の規定はない。

3 実施体制・状況

2004年民間緊急事態法第1部は、2005年11月に施行された(地方自治体の業務継続計画策定義務に関する部分のみ2006年5月施行)。同法の施行規則²²⁾が2005年7月に制定され(なお、

この規則は、上述の枢密院令で定める緊急事態規則のことではない)、同年11月に施行された。この規則は、主に、第1及び第2カテゴリー対応者の協力及び情報共有について定める。協力及び情報共有は、各地方に結成される地方回復力フォーラム(Local Resilience Forum)を通じて行われる。フォーラムは、法人格を持たず、構成員に指示する権限はない。フォーラムの主要目的は、共同体リスク登録簿(Community Risk Register: CPR)の作成及び更新、各種機関の計画及び取決めの作成等、各種機関により実施される2004年法民間緊急事態法及び施行規則上の義務の効果的な遂行を確保することである²³⁾。

2004年民間緊急事態法第2部は、2004年12月に施行されたが、この第2部に基づく緊急事態規則は2010年10月現在に至るまで制定された例はなく²⁴⁾、その後もないものと思われる。

緊急事態政策を調整するための機関として、2001年7月、内閣官房(Cabinet Office)に民間緊急事態事務局(Civil Contingencies Secretariat: CCS)が設置された。CCSは、緊急事態の準備態勢(予測、評価、予防、準備)、対応及び復旧に関し、関係者に対する助言、研修及び手引の作成等を行い、各種情報をそのウェブサイト²⁵⁾で提供している。また、民間緊急事態法強化プログラム((Civil Contingency Act Enhancement Program: CCAEP)を実施している。CCAEPは、第1段階(既存の枠組みの改善)、第2段階(変革への方向性の策定)、第3段階(民間緊急事態法の強化)、第4段階(実施)から成り、2008年に開始され、2012年の完成を目指している。

²²⁾ Civil Contingency Act 2004 (Contingency Planning) Regulations 2005. <<http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2005/2042/made/data.pdf>>

²³⁾ "Civil Contingencies Act Enhancement Programme (CCAEP), Programme Initiation Document," 2010.10.13, p.2. <<http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/CCA-Enhancement-Programme-PIDv1.7.pdf>>

²⁴⁾ *ibid.*

²⁵⁾ <<http://www.cabinetoffice.gov.uk/ukresilience>>

Ⅲ ニュージーランド

1 現行法制定までの経緯

1931年にニュージーランド北島のネーピア市周辺で発生した大地震に際し、1931年ホークス湾地震法(Hawke's Bay Earthquake Act 1931)が制定され、地震への対処・復旧のため、無制限の委任立法(総督令²⁶⁾の制定)を行う権限の規定(「ヘンリー8世条項(Henry VIII clause)」と呼ばれる。)が盛り込まれた。1929年、1931年の大地震の影響に対処し、また、世界恐慌から生じた社会的混乱に対応するため、1932年に公共安全維持法(Public Safety Conservation Act 1932)が制定された。この法律により、政府に、公共の安全又は公共の秩序が脅かされる場合に緊急事態を宣言する権限が与えられ、ヘンリー8世条項も盛り込まれた。同法は、第2次世界大戦後も1970年まで効力を有し、1951年には大規模なストライキ(Waterfront Strike)を終息させるために用いられ、このことが、ヘンリー8世条項への現在まで続く否定的な見方の源となった。その後、1970年代から1980年代にかけて、ヘンリー8世条項は、経済関係の混乱に対処するための諸立法²⁷⁾で使用されたが、この時代の経済政策とその実施手法については、その後社会から全く支持されなかったため、経済関係の法律にヘン

リー8世条項を使用する方法は廃れた²⁸⁾。

一方民間防衛に関しては、核戦争の脅威の高まりを背景に、1953年に地方自治体緊急権限法(Local Authorities Emergency Powers Act 1953)が制定された。1959年には民間防衛省(Ministry of Civil Defence)が設置され、その指揮権限の根拠を明確にするため、1962年民間防衛法(Civil Defence Act 1962)が制定され、1953年法が廃止された。1962年法は、6回の改正を経て全面的改正が必要となり、1983年民間防衛法(Civil Defence Act 1983)が制定された。1983年法は、1989年の地方政府制度の大改正に伴い改正され、その後、持続可能な災害管理等を目的に2002年に民間防衛緊急事態管理法(Civil Defence Emergency Management Act 2002)が制定され、1983年法が廃止された。2002年法にはヘンリー8世条項は含まれない。これは、2002年法は一般法であり、緊急事態において行政府に与えられる広範な権限を具体的に規定していること、ヘンリー8世条項は暫定的な法律上の手段として認められるものと考えられたことによる。

2010年9月4日及び2011年2月22日にニュージーランド南島カンタベリー地方で地震が発生し、特に2011年の地震では大規模な被害が生じた²⁹⁾。両者の地震を合わせてカンタベリー地震という。2010年の地震については、同年9月14日、2010年カンタベリー地震対応及び復

²⁶⁾ Order in Council. イギリスの枢密院令と同じ名称だが、ニュージーランド、カナダについては、富井幸雄教授(前掲 注16参照)の使用法に従って、訳語は「総督令」とする。

²⁷⁾ Remuneration Act 1979, National Development Act 1979, 1982 amendment to the Economic Stabilisation Act 1948.

²⁸⁾ この項における説明は、主として、ニュージーランド議会立法アナリスト John McSoriley 氏への照会に対する同氏からの2011年11月29日及び30日の回答に基づく。民間防衛制度の変遷については、ニュージーランド北島のネーピア(Napier)市ウェブサイトの民間防衛の頁に掲載の次の資料も参照した。ネーピア市は、1931年の大地震で、壊滅的な被害が生じ、防災への取組みが盛んな市である。“Civil Defence in New Zealand: A Short History.” <http://napier.digidocs.com/userfiles/file/cd_short_history.pdf>

²⁹⁾ 川上深志「ニュージーランドにおける地震対策について」『自治体国際化フォーラム』261号, 2011.7, pp.19-21; 植村善博「ニュージーランド・クライストチャーチ地震による被害の実態」『地理』56巻8号, 2011.8, pp.17-27. などを参照。

旧法 (Canterbury Earthquake Response and Recovery Act 2010) が制定されたが、2011年の地震について2011年4月18日に制定された2011年カンタベリー地震復旧法 (Canterbury Earthquake Recovery Act 2011) により2010年法が廃止された。これらカンタベリー地震に関する特別法では、ヘンリー8世条項が盛り込まれた。これは、主に、制定時点では、大震災の復旧という法律の目的を達成するために今後改正が必要となる法律を予測することが不可能であると考えられたことによる³⁰⁾。2010年法の制定後、学界を中心として、ヘンリー8世条項により行政府に無限定の権限が与えられていることへの批判が生じた。この批判に配慮し、2011年法においては、総督令の事前チェックのシステムが盛り込まれた³¹⁾。

2 現行法の概要

(1) 2002年民間防衛緊急事態管理法

(i) 構成等

全7章121条及び附表2で構成される。第1章は、予備規定、第2章は、民間防衛緊急事態管理 (Civil Defence Emergency Management: CDEM) 関係者の任命、職務及び権限、第3章は、CDEMの計画及び義務、第4章は、緊急事態宣言、第5章は、CDEMに関する権限、第6章は、違反、罰則及び審理、第7章は、雑則を定める。

(ii) 緊急事態の定義

緊急事態は、第4条において次のように定義される。

①爆発、地震、噴火、津波、地すべり、洪水、暴風雨、竜巻、サイクロン、重大な火災、

危険なガス若しくは物質の漏出、技術的失敗、害虫の大発生、流行病、伝染病、緊急サービス (警察、消防、病院) 若しくはライフライン事業体の機能停止若しくは途絶又は現実の若しくは切迫した攻撃若しくは戦争に類する行為を含み、これらに限らず、自然その他のあらゆる事象の結果であること。

②人命の喪失、傷害、疾病若しくは困苦を引き起こし、若しくは引き起こすおそれがあり、又は公衆若しくは財産に危険を及ぼすこと。

③緊急サービスにより対処できないこと、又はこの法律に基づく重要かつ調整のとれた対応を必要とすること。

(iii) 緊急事態への準備、対応等

(a) CDEM長官、国家管理官、グループ管理官、復旧調整官

民間防衛緊急事態管理 (CDEM) とは、①公衆・財産の安全のために必要で、災害の防止、克服を目的とした知識、手段及び経験の適用、②これらの手段、知識及び経験に係る計画策定、組織化、調整及び実施その他をいう (以上、第4条)。CDEM長官 (Director of Civil Defence Emergency Management. 以下「長官」という。) は、民間防衛緊急事態管理庁 (Ministry of Civil Defence Emergency Management: MCDEM) を所管する大臣によって任命され、①大臣への助言、②国家的規模の災害及び危険の確認、③国家CDEM戦略 (後述。第31条参照) の監視及び評価、④国家CDEM計画 (後述。第39条参照) の策定、監視、評価、⑤CDEMグループ等

³⁰⁾ “Canterbury Earthquake Recovery Bill 2011,” *Explanatory Note*. <http://www.legislation.govt.nz/bill/government/2011/0286/latest/DLM3653504.html?search=ts_bill_canterbury+earthquake_noresel&p=1&sr=1>

³¹⁾ John McSoriley, “Canterbury Earthquake Recovery Bill 2011,” *Bill Digests*, No. 1855, 12 April 2011. <<http://www.parliament.nz/en-NZ/PB/Legislation/Bills/BillsDigests/3/b/3/49PLLawBD18551-Canterbury-Earthquake-Recovery-Bill-2011-Bills-Digest.htm>>

の活動の監視、⑥国家緊急事態における指示・統制等を担う(第8条)。長官は、①各省庁、CDEMグループ、緊急サービス、軍隊(1990年防衛法に基づく)等が提供する要員、物資、情報、サービスその他の資源の使用を調整し、及び国家緊急事態においてこれらを使用する権限、②災害警報を出す権限、③CDEMグループの設置及び活動、CDEMグループ計画の策定のための指針、策定基準を定める権限等、強力な権限が与えられる(第9条)。長官は、国家緊急事態に対処する目的で、上記⑥の任務及び①の権限を他の者(国家管理官(National Controller))に委任することができる(第10条)。

すべての広域自治体(regional council)⁽³²⁾及び広域自治体内のすべての地域自治体(territorial authority)は、連合して、2002年地方政府法(Local Government Act 2002)上の常設の委員会として、1つのCDEMグループを設置する。統一自治体(unitary council: 地域自治体のうち、広域自治体の機能を併せもつもの)は、1つのCDEMグループを設置するか、又は当該統一自治体と接する他の統一自治体若しくは広域自治体と連合して1つのCDEMグループを設置し(第12条)、すべての地方自治体がCDEMグループの構成員となる(第13条第1項)。CDEMグループの任務は、①災害及び危険を確認し、評価し、及び管理すること、②ボランティアを含む訓練された要員及び要員のための組織機構、効果的なCDEMに必要な物資、サービス、情報その他の資源を維持、提供、準備又は利用可能とすること、③緊急事態の影響に対処し、それを管理すること、④復旧活動を行うこと、⑤求めに応じて、他

のCDEMグループを支援すること、⑥公衆の啓発、⑦CDEMグループ計画を策定、実施、監視、再検討すること等である(第17条)。CDEMグループには、グループ構成員である地方自治体の首長などからなるCDEM調整執行グループ(Coordinating Executive Group)を設置する(第20条)。CDEMグループは、CDEMグループの構成メンバーの代表の中から、地方緊急事態を宣言する権限をもつ者1名又は複数人を任命する(第25条第1項～第4項)。第25条の規定にかかわらず、地域自治体の首長又はその代理は、地域自治体を範囲とする地方緊急事態を宣言することができる(同条第5項)。

CDEMグループは、グループ管理官(Group Controller)、その代理及びグループ管理官の指示に従って行動する地方管理官(Local Controller)を任命する(第26条、第27条)。グループ管理官は、地方緊急事態の間、要員、物資、情報、サービスその他の資源の使用の指示、調整を行う(第28条)。

CDEMグループが効果的な復旧活動を行うことができないと認める場合には、大臣は、復旧調整官(Recovery Coordinator)を任命することができる(第29条)。復旧調整官は、対象地域の復旧活動の実施につき長官に責任を負い、長官の指示の下、グループ管理官のすべての任務、義務、権限を有する(第29条、第30条)。

(b) 国家CDEM戦略、国家CDEM計画、CDEMグループ計画

大臣は、この法律の施行から1年以内に、国民の意見を徴した上で、CDEMの目標、達成方法を示す国家CDEM戦略を策定し、官報に公示し、議会にその写しを提出する。

(32) 矢部 前掲注(15), pp.152-153 参照。

大臣は、最初の戦略の策定後、常にそれを更新する（第31条～第35条）。

総督は、大臣の勧告に基づき、総督令により、国家CDEM計画を策定する。大臣は、勧告を行う前に、国民の意見を徴する。同計画は、国家レベルでの災害及び危険の管理、国家CDEM戦略上の目標との関係、国家緊急事態の際のCDEMの調整等について定める（第39条）。

すべてのCDEMグループは、CDEMグループ計画を準備し、承認する。同計画は、グループにより管理される災害及び危険、国家CDEM戦略との関係、地方緊急事態宣言のための取決め等について定める（第48条、第49条）。同計画は、国家CDEM戦略に合致しなければならない（第53条）。同計画の実施から5年を経過した後、CDEMグループは、その見直しを行う（第56条）。

この法律の附表1に掲載されたすべてのライフライン事業体（放送、ガス、電力、水道等）は、緊急事態の間及びその後における最大限の任務遂行の確保、国家CDEM戦略及び計画の策定への参加、CDEMグループ又は長官への必要な情報提供等を行う（第60条）。緊急サービスは、国家CDEM戦略及び計画の策定への参加、CDEM調整執行グループの構成員の提供を行う（第63条）。地方自治体は、その地域内のCDEMを計画し、準備し、緊急事態の間及びその後における最大限の任務遂行を確保する（第64条）。

(iv) 緊急権の内容

(a) 緊急事態宣言

大臣は、ニュージーランド全土又はいずれかの地域若しくは地方に次の状況を認めるときはいつでも、国家緊急事態を宣言できる。すなわち、①緊急事態が起り、又

は起こるおそれがあること、②当該緊急事態が、CDEMグループの有する資源を超え、若しくは超えるおそれがあるような範囲、規模若しくは程度を有し、又は有するおそれがあることである（第66条第1項）。

地方緊急事態を宣言する権限を有する者は、地域で緊急事態が生じたか、又は生じるおそれがあると認める場合は、いつでもその地域に地方緊急事態を宣言することができる（第68条第1項）。地方緊急事態を宣言することができる者の意見により、緊急事態の影響を受けない地域の資源が地方緊急事態が宣言された他の地域の支援のために必要な場合には、緊急事態の影響を受けない地域について緊急事態を宣言することができる（同条第3項）。大臣は、所定の場合には、地方緊急事態を宣言することができる（第69条）。

(b) 準緊急権

CDEMグループ又は長官以外の者がこの法律に基づく任務若しくは義務の履行を長官が合理的と認める期間内に開始し、又は完了させない場合は、長官はその任務及び義務の履行を開始し、完了させることができる（第75条第1項）。長官、同グループ又は長官若しくは同グループの権限に基づいて活動する者は、何人に対しても、文書による通知により、何人にも、長官又は同グループにCDEM実施のため必要な情報を提供するよう要求することができる（第76条第1項）。緊急事態の場合又は長官、調整官若しくは同グループが許可した者が緊急事態が切迫していると認める場合には、地方裁判所の判事は、長官、調整官又は同グループが許可した者の宣誓に基づき、令状により、警察官に対し、必要な情報を得るために、住居ではない建物への立入り、捜索を許可することができる（第

78条第1項、第2項)。令状を執行する警察官は、令状が有効な間、昼夜を問わず、いつでも令状に明示された建物に立ち入り、捜索すること、第78条に掲げる情報を探し、押収すること等が認められる(第80条第1項)。緊急事態の場合又は大臣が緊急事態が切迫していると認める場合は、大臣は、長官、同グループ又は何人にも、この法律に基づきその者若しくは同グループの任務・義務の履行若しくは権限の行使又はその停止を指示できる(第84条第1項、第2項)。

同グループは、緊急事態の期間中に、危険構造物の除去等の作業、交通の禁止・規制等を行うことができる(第85条第1項)。ただし、大臣又は長官の指示に適合しない行動をしてはならない(第85条第2項)。緊急事態にある場合、管理官若しくは警察官又はこれらの者に許可された者は、建物の明渡し、建物への立入り、道路及び公共の場所の封鎖、航空機、船舶等の移動、建物、車両、機械等の接収、捜索等が可能となる(第86条～第94条)。

CDEM 計画上の義務違反、情報提供の要求に対する拒否、立退きの指示違反等は、処罰される(第95条～第104条)。

(c) 立法型緊急権

関係の規定はない。

(v) 緊急権の統制

(a) 緊急事態宣言

国家緊急事態が宣言される場合は、議会は、集会しなければならない(第67条)。

緊急事態は、宣言の日から6日を経過した日又はその日前であって宣言で定めた時に失効する(第70条第2項)。国家緊急事態にあつては、大臣の宣言により、また、地方緊急事態にあつては、関係地域の地方緊急事態を宣言することができる者の宣言

により、その期間を延長することができる(第71条)。

(b) 準緊急権

情報を提供することを要求された者は、当該要求が不相当であることを理由として、一定期間内に地方裁判所に訴えることができる(第77条第1項、第2項)。

(c) 立法型緊急権

関係の規定はない。

(vi) 補償

財産が接収された者、CDEMに係る業務の遂行又は義務の履行により個人財産を失ったCDEMグループのすべての構成員その他の者は、補償を受けることができる(第107条～第108条)。建物の明渡し、建物への立入り、道路及び公共の場所の封鎖、航空機、船舶等の移動、捜索等により損害を受けた者については、得た利益が被った損害に比し不相当に少ない場合に限り補償を受けることができる(第109条)。

(2) 2011年カンタベリー地震復旧法

(i) 構成等

全2章93条及び附表2で構成する。第1章は、予備規定、第2章は、復旧及び再建を援助する職務及び権限を定める。

(ii) 緊急事態の定義

同法は、カンタベリー地震の復旧のための特別法であるため、緊急事態についての定義規定はない。

(iii) 緊急事態への準備、対応等

カンタベリー地震復旧担当大臣は、法律の実施に関して助言を得る目的で、地域社会フォーラム及び政党間フォーラムを開催する(第6条、第7条)。カンタベリー地震復旧庁(Canterbury Earthquake Recovery Authority: CERA)長官は、復旧戦略を策定し、同大臣に提出し、総督が承認する(第

11条)。同大臣は、クライストチャーチ市等に復旧戦略に沿った復旧計画の策定を指示し、その計画を承認する（第16条、第21条）。

(iv) 緊急権の内容

(a) 緊急事態宣言

関係の規定はない。

(b) 準緊急権

CERAの長官は、調査その他本法上の権限行使に必要なあらゆる場所への立入り（第33条）、建造物の再建、改造、取壊し等の作業（第38条）及び道路又は公共の場所への立入りの禁止（第46条）ができる。また、不動産又は動産の購入、取得、販売、賃借等ができ（第53条）、官報に公告した上で、土地を強制的に収用することができる（第54条）。長官は、この法律に基づく適法な指示を遵守しない者に対して、指定する事項を行い又は指定する活動を終了することを命ずることができる（第77条）。

(c) 立法型緊急権

総督は、関係大臣の勧告に基づき、この法律の目的のために、総督令を制定し、既存の法令の適用を除外し又は法令を改正することができる（第71条第1項～第5項）。総督令は、法律としての効力を有する（第75条第5項）。

(v) 緊急権の統制

(a) 緊急事態宣言

関係の規定はない。

(b) 準緊急権

カンタベリー地震復旧担当大臣又はCERA長官によるこの法律に基づく決定に対する不服申し立ては、第69条（土地の収用等に対する大臣による補償の決定等に対する高等法院への訴え）、第70条（第69条に係る事件の控訴院への控訴、最高

裁判所への上告）、第79条（第77条に規定する遵守命令に関する控訴院への訴え）、第80条（同命令の最高裁判所への上訴）の場合にのみ可能とされる（第68条）。

(c) 立法型緊急権

総督令は、人の拘留又は勾留からの解放、勾留の再審理に関する要件の適用除外又は変更、1990年ニュージーランド権利章典法等の憲法的価値を有する5つの法律の適用除外又は変更を認めること等を規定できない（第71条第6項）。

大臣は、総督令の事前審査を行うためのカンタベリー地震復旧審査委員会（Canterbury Earthquake Recovery Review Panel）を設置する（第72条）。同委員会は、すべての総督令について、大臣が総督に勧告を行う前に審査し、大臣及び関係大臣に勧告を含む報告書を提出する（第73条）。大臣は、2011年カンタベリー地震復旧法及び審査会の勧告を考慮して、総督に勧告を行う（第74条）。

総督令について、1989年規則（不同意）法³³が適用される（第76条）。同法に従って、規則等は制定後16開会日以内に議会に提出しなければならず、議会が決議をもって不承認した場合は、決議の時又は決議で指定された日に効力を失う（同法第4条、第5条）。すなわち、総督令は、第75条第5項に基づき法律と同等の効力を有するのだが、議会により他の規則等に対するのと同様の統制を受ける。

この法律は、施行から5年で失効し、それまで効力を有した総督令も廃止される（第93条）。

(vi) 補償

土地の強制収用、建物の取壊しに伴う損害

³³ “Regulations (Disallowance) Act 1989 (Public Act No 143).” <<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0143/latest/viewpdf.aspx>>

は補償される(第62条)。

3 実施体制・状況

政府において、CDEMの中心的な役割を担うのが、民間防衛緊急事態管理庁(MCDEM)である。MCDEMは、1999年7月に内務省に所属する機関として設置された。MCDEMは、国家CDEM戦略、国家CDEM計画等の策定を行うとともに、緊急時には、国家レベルで必要な調整を行うための主務官庁(lead agency)となる。ただし、流行病、テロ、生物伝染病等の緊急事態の場合は、それぞれ保健省、ニュージーランド警察、農林省が主務省庁となって対応する。MCDEMには、緊急事態における指揮を行うために国家危機管理センター(National Crisis Management Center)が設置されている。

国家CDEM戦略は、これまでに、第1次(対象期間2003年～2006年)及び第2次(同2007年から10年間)の戦略が策定された。また、国家CDEM計画は、2005年11月に総督令によって策定され、計画の手引書の完成に合わせて、2006年7月に実施された。国家CDEM戦略及び計画等の資料は、様々な資料・情報と併せてMCDEMのウェブサイト⁽³⁴⁾に掲載されている。

地方緊急事態宣言は、2003年以降では、2011年末までの9年間で19回行われている。国家緊急事態は、2011年2月のカンタベリー地震の際に初めて宣言された。

カンタベリー地震への対応においては、2010年法に基づく総督令⁽³⁵⁾により、カンタベリー地震復旧庁(CERA)が設置された。2012年2月10日現在、2010年法の下で21本、2011年法の下で10本の総督令が制定されている(失

効したものは除く)⁽³⁶⁾。

IV カナダ

1 現行法制定までの経緯

1914年8月、第1次世界大戦が始まり、同月、戦争措置法(War Measures Act: WMA)が制定された。この法律の内容は、総督が、戦争、侵略、反乱の存在を宣言し、カナダの安全、防衛、平和、秩序及び福祉のために必要と認める命令・規則を制定する権限を有すること、これらの命令・規則は、法律と同様の効力を有し、命令・規則に違反する者に対する罰則を設けることができること等である。WMAは、両大戦時及び1970年の計3回適用された。第2次世界大戦では、WMAに基づく総督令により、日系人強制収容が行われた。WMAは、1927年に一部改正され、1960年に権利章典(Canadian Bill of Rights)制定に伴い、議会の関与を明確にする改正がなされた。WMAは、第2次世界大戦後も効力を継続し、1970年10月、政府は、ケベック解放運動から生じる反乱状態を認定し、平時において初めて、WMAを適用した。

このような日系カナダ人の強制収容、上記1970年の10月危機など、緊急権の行使により人権侵害を招いたことにかんがみ、緊急事態における人権保障を明確にするため、1988年7月、WMAに代わる緊急事態法(Emergencies Act)が制定された。また、同年4月には、民間防衛における政府の責任を明確にした緊急事態準備法(Emergency Preparedness Act)が制定された。この法律は、あらゆる種類の緊急事態への準備における、公共安全緊急事態準備担当大臣及び各省大臣の責任を定めるものである。同

(34) <http://www.civildefence.govt.nz/>

(35) "State Sector (Canterbury Earthquake Recovery Authority) Order 2011." (2011年3月29日施行) <http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2011/0065/latest/whole.html>

(36) カンタベリー地震復旧庁ウェブサイト <http://cera.govt.nz/legislation>

法は、冷戦構造下での緊急事態を想定しており、サイバー被害など、新たな緊急事態を想定したものではなかったため、現代化が図られ、2007年に緊急事態管理法（Emergency Management Act）が制定された。³⁷⁾

2 現行法の概要

(1) 緊急事態法

(i) 構成等

全7章80条から成り、第1章から第4章は、緊急事態を①公共の福祉上の緊急事態（public welfare emergency）、②公的秩序上の緊急事態（public order emergency）、③国際緊急事態（international emergency）、④戦争緊急事態（war emergency）に区分し、その宣言、命令・規則、州への諮問、失効・解除について規定する。なお、本稿では、第1章の公共の福祉上の緊急事態に絞って紹介する。第5章以下は、すべての緊急事態に適用される通則で、第5章は、補償、第6章は、議会による監視、第7章は、関係法律の改廃について規定する。緊急事態への準備体制については、別の法律（緊急事態管理法：後述）で定めていることが、他の2か国と異なる点である。

(ii) 緊急事態の定義

第3条において国家緊急事態を定義し、1章から4章までの各章において、上記4種類の緊急事態を定義するという2段階の定義方式をとっている。まず、国家緊急事態とは、(a)カナダ市民の生命、健康又は安全に重大な危険を生じさせるおそれがあり、州の対処能力若しくは権限を超える程度若しくは性質を有するか、又は(b)カナダの主権、安全及び領土の一体性を維持する政府の能力に深刻な脅威を与える緊急かつ重大な一時的状況であっ

て、カナダの他の法律では効果的に対処できないものをいう（第3条）。公共の福祉上の緊急事態とは、現実又は切迫した(a)火事、洪水、干ばつ、暴風雨、地震又はその他自然災害、(b)人、動物又は植物の疾病、(c)事故又は汚染によって引き起こされた緊急事態であって、生命若しくは財産の危機、社会的混乱又は生活必需品、サービス若しくは資源の供給停止が生じ、又は生じるおそれがあり、国家緊急事態に相当する程度に深刻なものをいう（第5条）。

(iii) 緊急事態への準備・対応等

この法律には規定されず、緊急事態管理法で定める。

(iv) 緊急権の内容

(a) 緊急事態宣言

総督は、合理的な根拠に基づいて、公共の福祉上の緊急事態が発生しており、特別な臨時的措置をとる必要があると認める場合は、第14条に従って緊急事態の直接の影響が及ぶ各州の副総督への諮問を行った上で、布告により緊急事態宣言を発することができる（第6条第1項）。

緊急事態宣言は、発出された日に効力を生じる（第7条第1項）。総督は、緊急事態宣言を布告により解除し（第11条）、複数回延長し（第12条）、又は変更（第13条）することができる。

(b) 準緊急権

第8条の規定により総督令が定めることができる事項の範囲が限定されているが、広範な分野について総督令を制定できるので、(c)に分類する。このため、関係の規定はない。

(c) 立法型緊急権

前文は、「総督が議会の監督の下で平時

³⁷⁾ 富井 前掲注(16), pp.61-171, 234, 283.

には不適切であるとする余地のある特別な臨時的措置をとる権限を有すべきである」とし(第2文)、この法律の目的が、緊急事態における総督への緊急権の付与であることを明確にしている。緊急事態宣言の間、総督は、移動の規制又は禁止、財産の接収、利用又は処分、生活必需品、サービス及び資源の配分及び入手の規制、命令・規則の違反に対する罰則等に関して、緊急事態への対処に必要と認める命令・規則を制定できる(第8条第1項)。

(v) 緊急権の統制

(a) 緊急事態宣言

緊急事態宣言は、事前に解除又は延長されていない限り、発出された日から90日が経過した日に失効する(第7条第2項)。緊急事態宣言を確認する動議は、宣言の発出から7開会日以内に議会に提出する。閉会中又は休会中の場合は、7日以内に召集し、下院が解散中の場合は、最も早い機会に集会するように召集する(第58条第1項～第3項)。議会は、緊急事態宣言を解除することができる(第10条、第58条、第59条)。緊急事態宣言の延長、変更を確認する動議は、議会に提出され、審議される(第12条第4項、第13条第2項、第60条)。

総督は、緊急事態宣言が失効し又は解除された後60日以内に、宣言が発出された状況及び緊急事態に対処するためとられた手段についての調査が行われるようにし、その調査報告書は、緊急事態宣言が失効し又は解除された後360日以内に議会に提出される(第63条)。

(b) 準緊急権

関係の規定はない。

(c) 立法型緊急権

総督は、緊急権行使に当たって、権利及び自由のカナダ憲章、カナダ権利章典に従

い、特に国家緊急事態にあっても制限されることのない国際人権規約を考慮しなければならない(前文第3文)。総督が制定する命令・規則は、(a)緊急事態法の規定の変更、(b)人種、国籍等を理由に、カナダ市民又は永住者の勾留、自由刑又は収容を規定することはできない(第4条)。命令・規則に基づく権限、義務及び職務は、州の緊急事態対処能力を不当に損ねないように行使又は履行しなければならない(第8条第3項)。命令・規則は、州又は地方自治体の統制・指示に通常服する警察が統制・指示を逸脱し又は逸脱する権限を与えるように解釈・適用してはならない(第9条第1項)。緊急事態宣言が解除され、又は失効する場合は、宣言に従って制定された命令・規則は失効する(第15条第1項、第2項)。総督が制定したすべての命令・規則は、制定後2開会日以内に各議院に提出する。(第61条第1項)。命令・規則を廃止し、又は改正する動議が可決された場合は、命令・規則は廃止又は改正される(同条第3項～第8項)。命令・規則が官報での公布を免除されるものである場合は、両議院に提出する代わりに、制定から2日以内に議会審査委員会(Parliamentary Review Committee)に付託される(第61条第2項、第62条)。

(vi) 補償

大臣は、緊急事態宣言の布告、命令・規則の実施の結果生じた損失に対して妥当な補償を行わなければならない(第48条第1項)。補償に対する不服申立てを審理し、判定するための損害評定官、副損害評定官が連邦裁判所判事の中から任命される(第50条第1項)。

(2) 緊急事態管理法

(i) 構成等

緊急事態管理法は、緊急事態管理における、連邦政府の「公共安全緊急事態準備大臣」(以下「大臣」)及び各省大臣の責任について定める。

(ii) 緊急事態の定義

関係の規定はない。

(iii) 緊急事態への準備、対応等

緊急事態管理とは、緊急事態の予防及び被害の緩和、緊急事態に対する準備及び対応並びに復旧と定義される(第2条)。

大臣は、政府機関の緊急事態管理計画に関する政策等の策定、緊急事態にする政府の対応の調整、各州との調整、州への支援、国際的な緊急事態管理活動への参加、教育・訓練の提供、情報の共有の促進等に責務を有する(第4条)。各省大臣は、その所管事項に関連して、重要な基幹施設等の危険性の特定、危険性に関する緊急事態管理計画の準備、維持、実行等に責務を有する(第6条第1項)。ただし、州の緊急事態に対しては、州政府から支援要請がない限り、又は支援に関する州との合意がない限り、連邦政府機関は、対応することができない(同条第3項)。総督は、大臣の勧告に基づき、緊急事態管理計画の準備等に関する命令・規則を制定できる(第7条)。

(iv) 以下

関係の規定はない。

3 実施体制・状況

1988年の緊急事態準備法により、国防省に緊急事態準備庁(Emergency Preparedness Canada)が設置され、2001年2月に同庁は、特にサイバー関係の緊急事態に対応するため、

重要基幹施設保護及び緊急事態準備庁(Office of Critical Infrastructure Protection and Emergency Preparedness)に改組された⁽³⁸⁾。2003年12月には、その他の安全保障や治安に関する機関を統合して、公共安全緊急事態準備省(Public Safety and Emergency Preparedness Canada: PSEPC)が創設された。

PSEPCは、全土に11の地域事務所を有する。重要基幹施設については、重要基幹施設国家戦略及び行動計画、緊急事態管理計画の手引、国家災害緩和戦略等を策定し、同省のウェブサイトに掲載している。また、連邦、州及び準州間で国家緊急事態対応システム(NERS)を開発した。PSEPCは、災害財政援助取決め(DFAA)を通じて州政府に対して災害対応及び復旧経費を援助する。⁽³⁹⁾

なお、これまでに、緊急事態法に基づく緊急事態宣言が発出された例は見当たらない。

V 我が国の法制度との比較

1 日本国憲法と緊急権

明治憲法においては、緊急権に関する規定として、緊急勅令(第8条)、戒厳(第14条)、非常大権(第31条)、緊急財政処分(第70条)があった。このうち緊急勅令は、緊急の場合に、議会が閉会のときは、天皇が議会の協賛なしに法律に代わる勅令を発することができ、次の会期で議会が承諾しない場合は、将来に向かって効力を失うというものであり、立法型緊急権に属する。一方、日本国憲法では、緊急権に関する規定を置いていない。緊急事態に関連する規定としては、参議院の緊急集会(第54条第2項但書、第3項)があるが、この規定は、平常時の制度の延長に過ぎず、緊急権の範疇には属しないと考えられている⁽⁴⁰⁾。日本国憲法制定過程

(38) 富井 前掲注(16), pp.233-306 参照。

(39) 公共安全緊急事態準備省ウェブサイト〈<http://www.publicsafety.gc.ca/index-eng.aspx>〉

において金森徳次郎国務大臣は、①行政権の自由判断の余地をできるだけ少なくするため、憲法に緊急権規定を置かない⁽⁴¹⁾、②非常事態に際しては臨時会あるいは参議院の緊急集会で必要な措置を暫定的に講じるほか、特殊な場合に応じる具体的な規定は平素から準備しておくことが適当である⁽⁴²⁾、③非常事態においては、国民の基本的権利は、公共の福祉の枠内でのみ保障される⁽⁴³⁾、という趣旨の答弁をした。すなわち、当時の政府は、緊急事態に対しては、あくまでも法律によって対応しようとする立場を採用したものと見える⁽⁴⁴⁾。平成14年の武力攻撃事態対処法案の審議における内閣法制局長官の答弁では、上記の金森国務大臣の答弁を引いた上で、①日本国憲法の下で、大規模な災害や経済上の混乱などの非常事態に対応するため、公共の福祉の観点から、合理的な範囲内で国民の権利を制限し、国民に義務を課す法律を制定することは可能である、②国家緊急権は、講学上の概念として、非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限をいうものであり、武力攻撃事態対処法はこのような性格を有する国家緊急権の制度を定めるような法律ではない、という趣旨のことを述べている⁽⁴⁵⁾。これまでに、災害対策基本法(昭和36年法律第223

号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)、武力攻撃事態対処法(平成15年法律第79号)等の法律により、様々な緊急事態における政府の権限を定め、必要な場合に国民の権利を制限することが定められている。これをもって、緊急権が制度化されたものとみる考えがある⁽⁴⁶⁾。しかし、上記平成14年の内閣法制局長官答弁のとおり、緊急権の定義によっては、政府は緊急権を認めていないとも言える。

2 災害対策基本法上の「緊急政令」

我が国でこれまで制定された緊急事態に関する法律のほとんどは、I章1に述べた準緊急権的作用をもつものと考えられる⁽⁴⁷⁾。これらの法律の中で立法型緊急権に近いものとしては、次に紹介する、災害対策基本法上のいわゆる「緊急政令」の制度がある。

この制度は、関東大震災級の災害が発生するような緊急事態に対処するため、昭和37年5月の災害対策基本法の改正により新設されたものである。内閣総理大臣は、非常災害が発生した場合、災害緊急事態の布告を発することができる(第105条第1項)。災害緊急事態に際し、経済秩序の維持等の緊急の必要がある場合に、国会が閉会中又は衆議院の解散中で、国会によ

(40) 小林 前掲注(4), p.256. なお、第54条第2項但書、第3項及び第73条第6号但書が、憲法制定過程において、不測の災害に対応する措置として、GHQと日本側の交渉により明記されたことについては、高見勝利『政治の混迷と憲法—政権交代を読む』岩波書店, 2012, pp.261-274 参照。

(41) 北浦圭太郎議員の質問に対する金森国務大臣の答弁(『第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議録(速記)』第13回 昭和21年7月15日 p.240)

(42) 同上

(43) 竹谷源太郎議員の質問に対する金森国務大臣の答弁(『第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議録(速記)』第9回 昭和21年7月10日 p.144)

(44) 岩間 前掲注(5), p.16.

(45) 第154回国会衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における今川正美委員の質問に対する津野修法制局長官の答弁(『衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録』4号 平成14年5月8日 pp.38-39) 参照。なお、答弁のうち、②の定義は、芦部信喜の説に基づくと思われる。前掲注(3)参照。

(46) 岩間 前掲注(5), p.16; 井口文男「国家緊急権」大石真・石川健治編『憲法の争点(ジュリスト増刊 新法律学の争点シリーズ3)』有斐閣, 2008.12, p.31.

(47) 小林 前掲注(4), p.260 参照。

る措置を待ついとまがないときは、生活必需物資の配給、譲渡又は引渡しの制限又は禁止、価格の安定、支払の延期等のために、法律に代わる政令を制定することができ、政令には罰則を設けることができる(第109条第1項、第2項)。内閣は、政令を制定したときは、直ちに臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、とった措置を継続すべき場合には政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、政令を制定したことの承認を求める(同条第4項)。政令に代わる法律が制定されたとき、又はその法律が制定されないこととなったとき、政令は失効する(同条第5項)。第5項の場合を除くほか、政令は、臨時会の開会日から20日を経過した時、緊急集会の開会日から10日を経過した時、又は臨時会若しくは緊急集会を終了した時のいずれか早い時に失効する(同条第6項)。

このように緊急政令は、個人の財産権を制限し、また罰則を置くこともできることから、憲法第29条(財産権)、第31条(法定手続の保障)との関係が問題となり得る。しかし、第29条については、①法律の明確な委任があること、②その制定手続、事後手続に国会の立法権に対する十分な配慮を加え、厳格な条件を付していること、③委任する事項の範囲が具体的に規定され第1項各号に掲げる事項以外には命令が規定する余地はないと認められることから、また、第31条については、①処罰されるべき行為の範囲が限定されていること、②適用されるべき刑罰の範囲が明定されていることから、いずれも

憲法違反の問題は生じないと説明されている⁽⁴⁸⁾。

これまで、災害対策基本法第105条の災害緊急事態の布告が発された例は見当たらない。東日本大震災に当たっては、政府は、平成23年3月11日、災害対策基本法第28条の2⁽⁴⁹⁾に基づき、同法制定以来初めて、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置したものの、第105条に基づく災害緊急事態の布告を行わなかった⁽⁵⁰⁾。その理由として、政府は、災害緊急事態の布告の唯一の効果は、第109条の政令制定権であるが、国会が開会中であったので、布告をしても何の法的効果もないので、布告を発しなかったと説明した⁽⁵¹⁾。

3 3 か国との比較及び今後の議論への示唆

ここでは、まず、3か国の枢密院令(総督令)と我が国の緊急政令に絞って、両者の類似する点と相違する点のみをみてみたい。

類似する点としては、第一に、枢密院令(総督令)も緊急政令も委任立法であるが、法律と同等の効力を有する。第二に、その統制について、枢密院令(総督令)も緊急政令も、一定期間の経過、議会の議決等により失効する。ニュージーランドでは、議会とは別に総督令を事前審査する機関が設置される。

また、相違する点としては、第一に、憲法との関係について、枢密院令(総督令)は、元々憲法原理である国王大権に基づく制定法を根拠にしているが、緊急政令は、憲法上の緊急権制度と言えるか明確ではない。第二に、枢密院令(総督令)は、議会が開会中であっても制定で

(48) 防災行政研究会編『逐条解説災害対策基本法(第2次改定版)』ぎょうせい、2002、p.490。

(49) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、平成7年12月8日の災害対策基本法の改正により、加えられた規定であり、災害緊急事態の布告がなくても緊急災害対策本部を設置できるようにしたものである。

(50) 福島第一及び第二原発事故については、平成23年3月11日、12日、原子力災害対策特別措置法第15条に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令した。

(51) 枝野幸男官房長官記者会見発言(2011年5月9日)(MSN産経ニュース〈<http://sankei.jp/msn.com/politics/news/110509/plc11050917530008-n1.htm>〉)。江田五月法務大臣答弁(『第177回国会衆議院法務委員会議録』第4号 平成23年3月30日 p.22)；小滝晃内閣府政策統括官付参事官答弁(『第177回国会参議院予算委員会議録』第7号 平成23年3月22日 p.7-8)も参照。

きるが、緊急政令は、閉会中又は解散されている場合でなければ制定できない。第三に、制定できる事項の範囲について、枢密院令（総督令）は、ほぼ限定がないが（イギリスでは、1998年人権法を改正できない等の制限、ニュージーランドでは、人権関係法を改正できない等の制限がある。カナダでは、制定事項が列挙されているが、広範な事項について制定できる）、緊急政令は、生活必需物資の配給・譲渡・引渡し等の制限・禁止等3項目に限定されている。

次に、東日本大震災後の緊急権に関するいくつかの論議をみると⁵²⁾、憲法に緊急権を明記すべきとする意見は、①緊急時に政府に権限を集中するための憲法上の根拠規定が必要である、②私権制限を可能とするために憲法上の根拠規定が必要であると主張する。一方、憲法に明記する必要はないとする意見は、③緊急事態の際の公共の福祉の制限ととらえれば、現行憲法でも対応できる、④政府に権限を集中させるよりも、地方（現地）に裁量をもたせることで迅速な対応ができると主張する。

①②については、必ずしも憲法改正の方法によることなく、既に我が国の法律でも規定されている準緊急権的作用を有する規定を拡充することにより、緊急事態に対応する法制度を強化する余地があると思われる。この場合には、本稿で紹介したイギリス、ニュージーランドの準緊急権的規定も参考になろう。立法型緊急権に近い緊急政令の対象とする範囲を拡大することも考えられるが、憲法上認められる委任命令の範囲を逸脱するおそれがある⁵³⁾。また、緊急政

令の対象範囲を拡大するとしても、現行制度のように制定できる時期を国会が閉会中又は衆議院の解散中に限るならば、既存の法律で緊急事態に十分対処できない場合に、災害の影響等により開会中であっても国会が機能せず、迅速な法律の制定・改正ができないときにどのように対処するかの問題が残る⁵⁴⁾。

③については、法律の想定を超えた緊急事態が発生した場合に、必要に迫られた政府が国民の権利を制限する根拠を何に求めるかの問題がある。これを解決するために憲法に緊急事態の規定を設ける場合は、現代の非常事態に実効的に対応するためには、不可避的に全権委任規定とならざるを得ず、立憲主義に基づき緊急権を統制する目的に反する結果を招来する⁵⁵⁾ことにならないか、その場合に必要な統制を可能とする制度をどのように構築するのが重要な課題となろう。

④は、今後、どのような方向性をもって災害対策法制を強化するかに関係する。現行法制度上は、一般に、災害応急対策の権限に関しては、基本的に、市町村長に配分されており、都道府県知事の権限は二次的なものとされ、国の権限は最後のものとされている。この仕組みは、「平時性、中小規模災害、および、既存のシステムの可動の前提という、わが国の災害対策法制の特徴によって、規定されている」⁵⁶⁾。このような仕組みの下で、今後起こり得る大災害に有効に対処できるかが現在問われていると言えよう。

52) 前掲注(1) 第179回国会において開催された両議院の憲法審査会の議論も参照（『第179回国会衆議院憲法審査会議録』第2号 平成23年11月17日；同 第3号 12月1日；『第179回国会参議院憲法審査会会議録』第2号 平成23年11月28日；同 第3号 12月7日）。

53) 岩間昭道「憲法解釈における行政法理論」『公法研究』66号、2004、pp.72-76 参照。

54) 昭和37年4月13日の衆議院地方行政委員会における大西邦敏参考人の発言参照（『第40回国会衆議院地方行政委員会会議録』第29号 昭和37年4月13日 p.5）。

55) 岩間 前掲注(5)、p.16。

56) 飯島淳子「国と自治体の役割分担—『連携』の可能性」『ジュリスト』1427号、2011.8.1-15、p.28。

おわりに

以上のとおり、3か国は、緊急事態に対処するための有効な手段として緊急権の必要性を認め、その統制を確保しつつ、緊急事態への準備、対応等と併せて、法制度の整備を図っている。ただし、現行法に基づく緊急権の行使は、3か国の中ではニュージーランドの1例しか確認できなかったことから、3か国とも緊急権制度の過去の経緯から現実の緊急権の行使には慎重な姿勢をとっていることを窺うことができる。

緊急事態への対処の問題は、結局は、現行の法制度の想定を超える事態が出現した場合に、どのように対応すべきかの問題に行き着く。「英米法系の国で認められている不文の『necessityの法理』を認めて、事態克服のため必要最小限度の措置をとることを、事後の国会による政治的統制と裁判所による法的統制に服せしめることを条件に認める立場が妥当であろう⁵⁷⁾」(本稿I章1で述べた緊急権の分類のうちの②に当たる)という見解もあるが、現代の立憲制度において、このような考えが適当なのかどうかの議論も含め、東日本大震災を契機として、今後、緊急権に関する議論が高まることが予想される。

本稿作成に当たって、富井幸雄首都大学東京法科大学院教授から、平成23年11月24日に当館調査及び立法考査局で開催した講演会において、カナダの緊急事態法制を中心に説明を伺い、多くの教示を得た。また、ニュージーランド議会立法分析官 John McSoriley 氏に対し、ニュージーランドの緊急事態法制の実態について照会し、詳細な回答を得た。結びに当たり、両氏に感謝申し上げたい。

参考文献

- ・岩城成幸「VI 自然災害と緊急時対応」『主要国における緊急事態への対処(総合調査報告書)』(調査資料2003-1)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, pp.148-149.
- ・清水隆雄「II 緊急事態法制 1 イギリス」同上, pp.40-42.
- ・衆議院憲法調査会事務局『「非常事態と憲法」に関する基礎的資料—カナダの緊急事態法制の概要—』(衆憲資第14号追補)2003.
- ・山田敏之「英国の災害対策—防災法を持たない国—」『外国の立法』34巻1・2号(195・196号), 1995.7, pp.108-117.
- ・渡井理佳子「イギリスにおける緊急事態法制と委任立法の役割」『防衛大学校紀要』81号, 2000.9, pp.47-63.

(やべ あきひろ)

⁵⁷⁾ 岩間 前掲注(5), p.17. 「necessityの法理」については、河原峻一郎「マーシャル・ルール, 反乱, 緊急事態」『ジュリスト』163号, 1958.10.1, p.42 参照。

2002 年民間防衛緊急事態管理法（抄）

Civil Defence Emergency Management Act 2002

海外立法情報調査室 矢部 明宏訳

公法律 2002 年 33 号⁽¹⁾
裁可日 2002 年 10 月 17 日
施行期日 第 2 条参照

【目次】

第 1 章 予備規定
第 2 章 民間防衛緊急事態管理関係者の任命、職務及び権限（略）
第 3 章 民間防衛緊急事態管理計画及び民間防衛緊急事態管理義務（略）
第 4 章 緊急事態宣言
第 5 章 民間防衛緊急事態管理に関する権限
第 6 章 違反、罰則及び審理
第 7 章 雑則
附表 1 ライフライン事業体（略）
附表 2 改正法律（略）

- (a) 公衆の社会的、経済的、文化的及び環境上の福利及び安全並びに財産の保護に貢献する方法により、災害（この法律において定義するもの）の持続的な管理を向上させ、促進すること。
- (b) 地域社会による許容限度の危険（この法律において定義するもの）の水準の達成を奨励し、可能にすることであって、次の事項を含むが、これらに限らない。
 - (i) 危険を確認し、評価し、及び管理すること。
 - (ii) 危険について助言し、意見を交わすこと。
 - (iii) 費用に比して効果的な危険の縮減を確認し、実施すること。
 - (iv) 過程を監視し、再検討すること。
- (c) 緊急事態に対する計画策定及び準備並びに緊急事態の事象（event）における対応及び復旧について規定すること。
- (d) 〔危険の〕縮減、準備、対応及び復旧の分野にわたる民間防衛緊急事態管理に係る計画策定、プログラム及び活動の地域集団による調整を地方自治体に要求すること、並びに地域集団における協力及び共同行動を奨励すること。
- (e) 地方の計画策定を国家戦略及び国家計画に適合させることにより、国家及び地方の

第 1 条 題名

この法律は、2002 年民間防衛緊急事態管理法という。

第 2 条 施行

この法律は、2002 年 12 月 1 日に施行する。

第 1 章 予備規定

第 3 条 目的

この法律は、1983 年民間防衛法を廃止し、同法に代わるものとして、次に掲げる事項を目的とする。

(1) この翻訳は、次のニュージーランド議会法制局提供サイト “The New Zealand Legislation” 掲載の条文（2008 年 10 月現在）を使用した。〈<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2002/0033/latest/viewpdf.aspx>〉
注及び〔 〕による補記は、すべて訳者によるものである。

民間防衛緊急事態管理の計画策定及び活動の統合の基礎を提供すること。

- (f) この法律及び第 17 条第 3 項に掲げる法律⁽²⁾に基づき緊急事態を防止し又は管理する多くの省庁及び機関を通じた民間防衛緊急事態管理に係る緊急事態管理、計画策定及び活動の調整を奨励すること。

第 4 条 解釈

この法律において、別段の定めがある場合を除き、次に掲げる用語の意義は、各号に掲げるとおりとする。

(中略)

「民間防衛緊急事態管理」とは、次に掲げることを用いる。

- (a) 次に掲げる知識、手段及び経験を適用すること。
- (i) 公衆又は財産の安全のために必要又は望ましいもの
- (ii) 緊急事態に関連する災害若しくは危害又は損失から保護し、これらを防止し、縮減し、又は克服を目指すもの
- (b) これらの手段、知識及び経験の計画策定、組織化、調整及び実施を含むが、これらに限らない。

(中略)

「長官」とは、第 8 条の規定に基づき任命される民間防衛緊急事態管理長官をいう。

(中略)

「緊急事態」とは、次の状態をいう。

- (a) あらゆる爆発、地震、噴火、津波、地すべり、洪水、暴風雨、竜巻、サイクロン、重大な火災、危険なガス若しくは物質の漏出、技術的失敗、害虫の大発生 (infestation)、流行病 (plague)、伝染病 (epidemic)、緊急サービス若しくはライ

フライン事業の機能停止若しくは途絶又は現実の若しくは切迫した攻撃若しくは戦争に類する行為を含み、これらに限らず、自然その他のあらゆる事象の結果であること。

- (b) ニュージーランド若しくはその一部で人命の喪失、傷害、疾病若しくは困苦を引き起こし、若しくは引き起こすおそれがあり、又はいかなる方法をもってするかを問わず、公衆若しくは財産に危険を及ぼすこと。

- (c) 緊急サービスにより対処できないこと、又はこの法律に基づく重要かつ調整のとれた対応を必要とすること。

(中略)

「大臣」とは、法律に従い、首相の承認を得て、この法律の実施に責任を有する大臣をいう。

(以下略)

(第 2 章～第 3 章、略)

第 4 章 緊急事態宣言

国家緊急事態宣言

第 66 条 大臣による国家緊急事態の宣言

- (1) 大臣は、ニュージーランド全土又はいずれかの地域 (area) 若しくは地方 (district) に次の状況を認めるときはいつでも、国家緊急事態を宣言できる。
- (a) 緊急事態が起こり、又は起こるおそれがあること。
- (b) 当該緊急事態が、緊急事態に関して必要な若しくは望ましい民間防衛緊急事態管理が緊急事態の影響を受ける地域の緊急事態

(2) 1993 年生物安全保障法 (Biosecurity Act 1993)、2004 年建築物法 (Building Act 2004)、1975 年消防法 (Fire Service Act 1975) 等

- 管理グループの資源を超え、若しくは超えるおそれがあるような範囲、規模若しくは程度を有し、又は有するおそれがあること。
- (2) 大臣は、国家緊急事態が宣言され、又は延長された場合には、可能な限り速やかに、代議院（House of Representatives）に助言しなければならない。
- (3) 国家緊急事態の宣言が行われる場合には、国家緊急事態が適用される地域においてその時点で効力を有するその他のいかなる緊急事態もその効力を失う。

第 67 条 国家緊急事態が宣言される場合における議会の集会

- (1) 第 3 項の規定は、次の場合に適用する。
- (a) 国家緊急事態を宣言する場合
- (b) 議会について次の事由が生じた場合
- (i) 宣言をする日から 7 日を超えて休会する場合又は議会が次に集会する日が決定していない場合
- (ii) 議会が解散され、又はその任期が満了した場合において、宣言をする日から 7 日以内に集会するよう議会を召集する布告が出されていない場合
- (2) 第 4 項の規定は、次の場合に適用する。
- (a) 国家緊急事態を宣言する場合
- (b) 宣言をする日から代議院が 7 日を超えて休会する場合
- (3) この項の規定を適用する場合、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (a) 議会が集会する日を次に掲げる日のいずれかに指定する布告を行わなければならない。
- (i) 国会緊急事態を宣言する日から 7 日以内の日

- (ii) 議会が解散され、又は議会の任期が満了した日の後及び議員選挙の選挙令状の返却⁽³⁾のため 1993 年選挙法に基づき指定される期限の前に宣言が行われる場合にあっては、選挙令状の返却期限から 7 日以内の日
- (b) 議会は、指定された日に集会しなければならない。
- (4) この項の規定を適用する場合、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (a) 代議院議長は、可能な限り速やかに、代議院が集会する日時を宣言から 7 日以内の日時に指定し、官報で告示しなければならない。
- (b) 代議院は、告示された所定の日時に集会し、開会しなければならない。

地方緊急事態の宣言

第 68 条 地方緊急事態の宣言

- (1) 第 25 条⁽⁴⁾の規定により任命された者は、その者が任命された地域で緊急事態が生じたか、又は生じるおそれがあると認める場合は、いつでもその地域に地方緊急事態を宣言することができる。
- (2) 地方緊急事態を宣言することができる者は、関係する民間防衛緊急事態管理グループのすべての地域又は当該地域の一若しくは複数の地方若しくは区（wards）について、地方緊急事態を宣言することができる。
- (3) 地方緊急事態を宣言することができる者の意見により、緊急事態の影響を受けない地域の資源が地方緊急事態が宣言された他の地域の支援のために必要な場合には、緊急事態の影響を受けない地域について緊急事態を宣言

(3) 選挙の実施に当たり選挙区ごとに令状が発出され、選挙後、管理委員会が確定結果を記し、令状が返却される。

(4) 民間防衛緊急事態管理グループが、その構成メンバーの中から、地方緊急事態を宣言する権限をもつ者 1 名又は複数名を任命することを規定する。

することができる。

- (4) 第 25 条の規定の許可を受けたと主張する者が地方緊急事態を宣言する事実は、反証がなければ、本人が同条に基づき宣言することの明確な証拠とする。
- (5) ニュージーランドのいずれか一部が国家緊急事態にある⁽⁵⁾場合は、この条の規定は、何人に対してもその一部について地方緊急事態を宣言する権限を与えるものではない。

第 69 条 大臣による地方緊急事態の宣言

- (1) 民間防衛緊急事態管理グループの担当地域で緊急事態が生じ、又は生じるおそれがあると大臣が認め、かつ、第 68 条の規定に基づく地方緊急事態が宣言されていない場合は、大臣は、いつでも当該地域に地方緊急事態を宣言することができる。
- (2) ニュージーランドのいずれか一部が国家緊急事態にある場合は、この条の規定は、大臣にその一部について地方緊急事態を宣言する権限を与えるものではない。

国家緊急事態宣言又は地方緊急事態宣言の通則

第 70 条 緊急事態の開始及び期間

- (1) 緊急事態は、緊急事態を宣言した時又はその時の後であって宣言で定めた時に効力を生ずる。
- (2) 緊急事態は、宣言の日から 6 日を経過した日又はその日の前であって宣言で定めた時に失効する。
- (3) この条の規定は、第 71 条又は第 72 条の規定に基づく緊急事態の延長又は終了を妨げない。

第 71 条 緊急事態の期間の延長

- (1) 国家緊急事態の期間は、大臣の宣言により延長することができる。
- (2) 地方緊急事態は、関係地域の地方緊急事態を宣言することができる者の宣言により延長することができる。
- (3) すべての緊急事態の延長は、宣言の日から 6 日を経過した日又はその日の前であって緊急事態の期間の延長の宣言で定めた時に失効する。
- (4) この条の規定は、第 72 条の規定に基づく緊急事態の終了又は（延長された）緊急事態の失効の前に、この条に基づく別の宣言を行うことを妨げない。

第 72 条 緊急事態の終了

- (1) 緊急事態を宣言することができる者は、緊急事態宣言又はその延長が当該者により行われたか否かを問わず、宣言により、緊急事態を終了させることができる。
- (2) 第 1 項の規定に基づくすべての宣言は、これを宣言する時又はその時の後であって宣言で定める時から効力を生ずる。

第 73 条 緊急事態宣言及び緊急事態を延長又は終了させる宣言の様式及び公布

- (1) 緊急事態を宣言し、又は緊急事態を延長し、若しくは終了させる者は、第 115 条の規定に基づき制定された規則に規定する適切な様式又は同様の効力を有する様式により宣言を行わなければならない。
- (2) 第 1 項の規定に基づき行われる宣言は、適切に規定された様式に明記されていない追加的情報を宣言に記載した場合においても、その効を妨げられない。

(5) この法律において、「緊急事態宣言」と「緊急事態」の概念は区別される。緊急事態宣言 (declaration of state of emergency) によって、全土又はある地域が緊急事態にあること (a state of emergency is in force) が宣言され、緊急事態宣言が行われた日と緊急事態の開始日は必ずしも一致しない (第 70 条参照)。

(3) 第1項の規定に従って宣言を行う者は、当該状況において合理的に可能な連絡方法によって、直ちに公衆に宣言について知らせなければならない。可能な限り速やかに、宣言を官報で公布しなければならない。

第5章 民間防衛緊急事態管理に関する権限

第74条 長官の声明

- (1) 長官は、公衆を保護する目的で、緊急事態に関する、又はこの法律により若しくはこの法律に基づき課された義務の履行若しくは不履行に関する声明を公布しなければならない。
- (2) この条の規定に基づき公布されたすべての声明は、限定的免責事由（qualified privilege⁽⁶⁾）により保護される。

第75条 他の者の不履行に対する長官の権限

- (1) 民間防衛緊急事態管理グループ又は長官以外の者がこの法律に基づく任務若しくは義務の履行を長官が合理的と認める期間内に開始せず、又は完了させない場合は、長官は、その任務又は義務の履行を開始し、完了させることができる。
- (2) この条において、長官は、官吏、雇用人、請負人その他の者を雇用することができる。
- (3) 第4項から第6項までの規定に反しない限り、この条の規定に基づき長官が又は長官のために作業を行い、任務を遂行し、又は義務を履行する行為は、すべて、民間防衛緊急事態管理グループ又は任務の遂行若しくは義務の履行に責任を有する者が、各当該行為を行い、遂行し、又は履行したものとみなす。

- (4) この条に基づき長官が負担したすべての支出は、当初は公金から支払わなければならない。
- (5) 支払われた公金は、相当の運営経費とともに、民間防衛緊急事態管理グループ若しくは任務の遂行若しくは義務の履行に責任を有する者が国（Crown）に対する債務として償還し、又は当該債務者に対する国が支払ういかなる金銭からも控除することができる。
- (6) この条に基づき債務者から償還され、又は第5項の規定に基づき控除されるすべての金銭は、国の銀行口座（Crown Bank Account）又は省庁の一の銀行口座に入金しなければならない。
- (7) 前各項の規定は、第29条⁽⁷⁾の規定に基づく大臣の権限の行使を妨げない。

第76条 情報を要求する権限

- (1) 長官、民間防衛緊急事態管理グループ又は長官若しくはグループの権限に基づいて活動する者は、何人に対しても、文書による通知により、第2項に規定する情報を長官又は当該グループに提供するように要求することができる。
- (2) 第1項に規定する情報は、長官の意見にあっては長官による、又は民間防衛緊急事態管理グループの意見にあっては当該グループによる民間防衛緊急事態管理の実施に相当程度必要な情報及び次の情報とする。
- (a) 情報を提供することを求められた者が有する情報
- (b) 過度の困難又は経費を伴わず提供できる情報
- (3) 第1項の規定に基づき提供が要求された情

(6) (名誉棄損)の不法行為訴訟において、被告の名誉棄損的な言説が真実に反するものであっても、公益又は私益の合理的擁護のためと認められるような場合に、一定条件で免責される特権のこと。田中英夫、藤倉皓一郎ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.687参照。

(7) 第29条は、大臣が復旧調整官を任命できることを規定する。

報は、次の要件に適合する方法により提供しなければならない。

- (a) 長官又は当該グループが指定する形態
- (b) 長官又は当該グループが指定する合理的な時間内
- (c) 無料

第 77 条 情報提供の要求に対する不服の訴え

- (1) 第 76 条の規定に基づき情報の提供を要求された者は、当該要求が不相当であることを理由として、地方裁判所にその不服の訴えをすることができる。
- (2) 〔前項の〕訴えは、情報の提供の要求がなされた日から 10 営業日又は地方裁判所が許可したこれより長い期間が経過する日までに提起しなければならない。
- (3) 裁判所は、要求の事情を調査した上で、要求を変更し、取り消し、又は確認することができる。
- (4) 情報の提供の要求に対する不服の訴えは、要求の停止の効力を有する。

第 78 条 緊急の場合に情報を得るために立入る権限

- (1) この条の規定は、緊急事態の場合又は長官、調整官若しくは民間防衛緊急事態管理グループが許可した者において緊急事態が切迫していると認める場合に適用する。
- (2) この条の規定を適用する場合において、長官、管理官又は民間防衛緊急事態管理グループが許可した者の宣誓に基づき次の事情があると認めるときは、地方裁判所の判事は、令状により、警察官に対し、情報を得るために住居でない建物への立入り、搜索を許可することができる。
 - (a) 緊急事態の範囲の拡大を限定するために、当該情報が緊急に必要とされていること。

(b) 当該情報を有する者が情報の提供を拒否したこと。

- (3) 令状は、次に掲げる事情がある場合であっても、この条の規定に基づき発付することができる。

(a) 令状の発布の前に、第 76 条の規定に基づき、第 2 項に規定する情報の提供の要求をすること。

(b) 当該要求についての不服の訴えの審理又は訴追が終結したか否かを問わないこと。

第 79 条 令状の様式及び内容

第 78 条の規定に基づき発付される令状の要件は、次のとおりとする。

- (a) 所定の様式に記載されること。
- (b) 令状の有効期間を 10 日を超えない範囲で明記すること。
- (c) 警察官の氏名若しくは階級を特定し、又はこれを特定しないで発布すること。
- (d) 地方裁判所の判事が令状に明示することができる特別の条件に従うこと。

第 80 条 令状により与えられる権限

- (1) 第 79 条の規定に基づく令状に明示された特別の条件に従って、第 78 条の規定に基づくすべての令状により、令状を執行する警察官は、次の処置をとることができる。

(a) 令状の有効期間内に、昼夜を問わず、いつでも令状に明示された建物に立ち入り、搜索すること。

(b) 立入り及び搜索の目的のため、当該状況において適切な補助者を使用すること。

(c) 立入りを実施する目的のため、及び搜索場所で物を開けるため、当該状況において適切な実力を行使すること。

(d) 第 78 条に規定する情報の搜索、押収及びこれらを目的として、次に掲げる処置を行うこと。

- (i) 文書の写し又は文書の一部を入手すること。
 - (ii) 文書を所有又は管理のため所持する者に、文書に記載された情報の使用可能な様式による複製又は令状を執行する者による複製の支援を要求すること。
- (2) 第78条の規定に基づき発付された令状を執行する警察官の支援を依頼された者は、第1項(c)(d)の規定による権限を有する。

第81条 情報の処分

- (1) 第80条の規定に基づき情報又は文書を押収する場合は、警察官は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (a) 長官、管理官又は民間防衛緊急事態管理グループの許可を受けた者に引き渡すこと。
 - (b) 押収の必要がなくなった物は、押収を受けた者に返却すること。
- (2) 第1項(a)の規定に基づき警察官が情報又は文書を引き渡した者は、押収の必要がなくなった場合は、押収を受けた者にこれを返却しなければならない。

第82条 開示又は押収できない情報

- (1) 第76条の規定に基づく情報の引渡しにおいては、何人に対しても次の情報の引渡しを要求してはならない
- (a) 医療状況及び病歴に関する情報
 - (b) 法的な職業上の特権により保護されている情報
- (2) 第80条の規定は、第1項各号に掲げる情報の押収を許可するものではない。

第83条 情報開示の制限

- (1) 第60条⁽⁸⁾若しくは第76条の規定に基づく

情報提供の要求に伴い、又は第78条に基づき発付された令状の執行に伴い情報の提供を受けた者は、この法律の規定による目的のためになる場合を除き、当該情報を開示し、又は使用してはならない。

- (2) 第1項に基づき情報の開示を受けた者は、この法律の目的の場合を除き、当該情報を開示し、又は使用してはならない。

第84条 大臣の指示権限

- (1) この条の規定は、次の場合に適用する。
- (a) 緊急事態の場合又は大臣が緊急事態が切迫していると認める場合
 - (b) 大臣が、すべての状況を考慮して、第2項の権限の行使が適当であると認める場合
- (2) この条の規定を適用する場合、大臣は、長官、民間防衛緊急事態管理グループ又は何人にも、次に掲げる事項を指示することができる。
- (a) この法律に基づく、その者又はグループの任務及び義務の履行又は権限の行使
 - (b) この法律に基づく、その者又はグループの任務及び義務の履行又は権限の行使の停止
- (3) この条の規定に基づき大臣が民間防衛緊急事態管理グループ又は何人に対しても任務又は義務の履行又は権限の行使を指示する場合は、大臣は、長官の管理の下で、かつ、長官の意向に沿って、当該任務若しくは義務が履行され、又は当該権限が行使されなければならない旨を指示することができる。

第85条 民間防衛緊急事態管理グループの緊急事態権限

- (1) 当該地域が緊急事態の期間内に、民間防衛緊急事態管理グループは、次に掲げる処置を

(8) 第60条第(e)号「すべてのライフライン事業者は、当該事業体に開示された情報を、この法律の目的の場合に限り、当該事業者が使用し、又は他の者に開示することを確保しなければならない。」

行うことができる。

- (a) 次に掲げる処置の全部又は一部を行い、又はこれを行うよう要求すること。
 - (i) 作業
 - (ii) 道路その他の公共の場所の片づけ
 - (iii) 危険な構造物及び物質がどこにあるかを問わず、これを除去し、若しくは処分し、又は安全を確保すること。
 - (b) 危険にさらされている者の救助又は安全な地域への移動に当たること。
 - (c) 応急処置所を設置し、負傷者に応急処置を施し、及び病院その他の医療施設又は安全な地域への負傷者の移動に当たること。
 - (d) 緊急用食物、衣類及び避難所を含む困苦の救済に当たること。
 - (e) 食料、燃料その他の必要物資の保存及び供給に当たること。
 - (f) 地域又は地区内の陸上、航空及び水上の交通を民間防衛緊急事態管理の遂行に必要な範囲で禁止又は規制すること。
 - (g) 公衆の健康のため緊急の必要があると認める場合に、死体又は動物の処分のための緊急措置をとること。
 - (h) 公衆に情報を発信し、及び助言すること。
 - (i) 民間防衛緊急事態管理の遂行の目的のため、何人とも、合意により、雇用等の取決めをすること。
 - (j) この項の規定により与えられた権限の行使のため、装置、宿泊設備及び施設を提供すること。
- (2) 民間防衛緊急事態管理グループは、大臣又は長官の指示に適合しない行動をしてはならない。

第 86 条 建物及び場所の明渡し

緊急事態にあり、かつ、管理官又は警察官の意見により、人命の保護のためにこの条の規定により許可された活動が必要な場合に

は、管理官又は警察官が許可する者は、緊急事態にある地域又は地区内で、次に掲げる事項を要求することができる。

- (a) 公共の場所を含む建物又は場所の明渡し
- (b) 公共の場所を含む建物又は場所からの人又は車両の排除

第 87 条 土地建物への立入り

地域が緊急事態にある場合は、管理官若しくは警察官又は管理官若しくは警察官の権限に基づいて活動する者は、適切な理由に基づき次の目的のために必要であると認めるときは、緊急事態にあるいかなる建物又は場所にも立ち入り、及び必要に応じ押し入ることができる。

- (a) 人命を救助し、負傷を防止し、又は負傷者若しくは危険な状態にある者を救助若しくは移動すること。
- (b) 苦痛又は困苦から救済するための緊急措置の実施を可能にし、又は促進すること。

第 88 条 道路及び公共の場所の封鎖

緊急事態の場合は、管理官若しくは警察官、管理官若しくは警察官の権限に基づいて活動する者又は関係の民間防衛緊急事態管理計画において許可された者は、緊急事態の範囲の拡大を防止し、又は限定するため、緊急事態にある地域若しくは地区内の道路又は公共の場所への、車両によるか否かを問わず、公衆の立入りの全部若しくは一部を禁止し、又は制限することができる。

第 89 条 航空機、船舶、車両その他の移動

緊急事態の場合は、管理官若しくは警察官又は管理官若しくは警察官の権限に基づいて活動する者は、緊急事態の範囲の拡大を防止し、限定するため、次に掲げる処置を行うことができる。

- (a) 緊急事態にある地域又は地区内の場所から、民間防衛緊急事態管理を妨げる航空機、ホバークラフト、舟艇若しくはフェリーその他の船舶、列車又は車両を移動すること。
- (b) 当該目的のため合理的に必要な場合は、実力を用い、又は航空機、ホバークラフト、舟艇若しくはフェリーその他の船舶、列車若しくは車両に侵入すること。
- (5) 第4項の規定に基づき接収した財産の管理及び指示を行う者は、状況に応じて可能な限り速やかに、接収した財産及び管理者を指定した書面を接収した財産の所有者又は一時的管理者であった者に交付することを確保しなければならない。
- (6) 財産の所有者又は一時的管理者は、この条の規定に基づき接収が行われる直前に、この条に基づく権限を行使する者が当該財産を効果的かつ安全に使用するために当然必要な援助を提供しなければならない。

第90条 接収 (requisition) の権限

- (1) この条の規定は、緊急事態にあり、かつ、管理官又は警察官の意見により、人命の保護のためこの条の規定により許可された活動が必要な場合に適用する。
- (2) 管理官若しくは警察官又はこれらの者の許可を受けた者は、土地、建物、車両、動物、ボート、器具、道具、土木機械、建設物資若しくは装置、家具、寝具、食料、機械、医療用品その他の器具、機械若しくは用品の所有者又は一時的管理者に対し、当該財産（接収した財産）を直ちに次に掲げるいずれかの者の管理又は指示の下に置くことを指示することができる。
 - (a) 所有者又は一時的管理者
 - (b) 管理官若しくは警察官又は管理官若しくは警察官が当該者に代わり接収を行うよう要請した者であって、管理官又は警察官が許可したもの
- (3) この条の規定により権限を行使することができる者は、接収した財産の所有者又は一時的管理者に対し、当該財産及び管理者を指定した書面を交付しなければならない。
- (4) この条の規定に基づき接収される見込みのある財産の所有者又は一時的管理者を直ちに発見することができない場合には、管理官若しくは警察官又はその許可する者は、直ちに、接収した財産の管理及び指示を行うことができる。

第91条 指示を与える権限

- 緊急事態の期間中、管理官若しくは警察官又はその権限に基づいて活動する者は、次の事項を行うことができる。
- (a) 緊急事態を生じさせ、又は悪化させる活動の中止を何人に対しても指示すること。
 - (b) 口頭で又は文書により、緊急事態を防止し、又は緊急事態の範囲の拡大を限定する行動をとるよう何人に対しても要請すること。

第92条 搜索その他を行う権限

- 緊急事態の期間中、管理官若しくは警察官又は管理官若しくは警察官の権限に基づいて活動する者は、緊急事態の範囲の拡大を防止し、又は限定するため、財産、動物等を検査し、標識をつけ、押収し、標本を採り、安全なものとし、消毒し、又は処分することができる。

第93条 緊急事態権限を行使する者の身分証明書の提供

- この章の規定により与えられる権限を行使する者は、次の事項を行わなければならない。
- (a) 身分を証明するものを携帯し、要請に応じてこれを提示すること。

- (b) 要請があった場合は、本人の活動の根拠権限及び本人が行使する権限を証明するものを提示し、又はそれについて一般的説明をすること。

第94条 緊急の場合における契約

- (1) 1959年公的団体契約法(Public Bodies Contracts Act 1959)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、緊急事態の期間中、この法律の目的のため、民間防衛緊急事態管理グループに代わって契約を締結することができる。
 - (a) 当該グループの代表
 - (b) 当該グループの副代表
 - (c) 当該グループの民間防衛緊急事態管理計画の目的のため許可を受けたグループの被雇用者
 - (d) 当該グループ管理官
- (2) この条の規定により与えられた権限を行使する者は、権限行使のすべての状況を民間防衛緊急事態管理グループの次回の通常会議又はその実行が不可能な場合はその次の通常会議で報告しなければならない。

第6章 違反、罰則及び審理

第95条 民間防衛緊急事態管理計画上の義務違反

故意に民間防衛緊急事態管理計画上の義務に違反した者は、罪を犯したものとする。

第96条 情報の不提供又は虚偽若しくは誤解を招く情報の提供

- (1) 第76条の規定に基づき情報の提供を要求された場合には、次の行為をした者は、罪を犯したものとする。
 - (a) 要求に指定された時間内での情報の提供を故意に怠り、又は拒否すること。

- (b) 虚偽の情報を故意に提供すること。

- (2) 第77条の規定に基づく申立て期間が経過する前にこの条の規定に基づく訴追を行うことはできず、また、第77条の規定に基づき申立てを行う者がある場合は、当該申立てについての決定がないときは、この条の規定に基づく訴追を行ってはならない。

第97条 情報の漏えい

故意に第83条の規定に違反して情報を漏えいし、又は使用した者は、罪を犯したものとする。

第98条 妨害

緊急事態の期間中に、何人に対しても、この条の規定に基づくその任務、権限の行使又は義務の履行の際、脅迫し、暴行し、又は故意に妨害する者は、罪を犯したものとする。

第99条 建物又は場所の明渡し等の指示の不遵守

- (1) 第86条の規定に基づき与えられた指示の遵守を故意に怠った者は、罪を犯したものとする。
- (2) 管理官又は警察官が当該事件のすべての状況において人命の保護のために要求が必要であると信ずるに足りる相当な理由を有していなかったと裁判所が認めることは、この条の規定の違反事件の審理における抗弁理由とする。

第100条 道路又は公共の場所への立入りの禁止又は制限の不遵守

第88条の規定に基づき課される禁止又は制限の遵守を故意に怠った者は、罪を犯したものとする。

第101条 接収に関する違反

- (1) 次の行為は、罪とする。
 - (a) 第90条第2項の規定に基づき与えられ

た指示の遵守を故意に怠ること。

- (b) 第90条第6項の規定に基づく援助の提供を故意に怠ること。
- (2) 管理官又は警察官が当該事件のすべての状況において人命の保護のために財産を接収する指示が必要であると信ずるに足る相当な理由を有していなかったと裁判所が認めることは、第1項(a)の規定の違反事件の審理における抗弁理由とする。
- (3) 援助を提供しないことにつき相当な理由があったと裁判所が認めることは、第1項(b)の規定の違反事件の審理における抗弁理由とする。

第102条 指示の不遵守

第91条(a)の規定に基づく指示の遵守を故意に怠る者は、罪を犯したものとする。

第103条 詐称

長官、管理官、民間防衛緊急事態管理グループの構成員若しくはこれらの者の権限の下で行為する者又はこの法律の規定若しくは民間防衛緊急事態管理計画を実施する権限を与えられ、若しくはこれを実施するために雇用された者を故意に装い、又は偽って代理した者は、罪を犯したものとする。

第104条 違反の処罰

この法律に違反した者は、次に掲げる区分に応じ、即決処分次で次に定める刑に処する。

- (a) 人の場合にあつては、3月以下の自由刑若しくは5,000ドル以下の罰金又はこれらの併科
- (b) 法人の場合にあつては、50,000ドル以下の罰金

第7章 雑則

第105条 長官の権限の委任

- (1) 長官は、文書により、包括的に又は部分的に、国家公務員として雇用されている者に、その全部又は一部の任務、義務及びこの法律に基づき長官が行使できる権限を委任することができる（ただし、この委任権限を除く）。
- (2) この条の規定に基づき任務、義務又は権限の委任を受けた者は、長官が与えた一般的若しくは特定の指示又は長官が付した条件に従って、委任ではなくこの条の規定により直接に与えられたものとして、これらの任務、義務及び権限を行使することができる。
- (3) この条の規定に基づく委任により行為する旨を主張する者は、反証がなければ、委任の条件に従って行為するものと推定する。
- (4) この条に基づく委任は、特定の被用者若しくは特定の区分の被用者に対して、又は特定の職若しくは職の区分を一時的に有する者に対して行うことができる。
- (5) この条の規定に基づく委任は、文書により任意に取り消すことができ、また、委任は、長官の任務、義務又は権限の行使を妨げない。
- (6) この条に基づく委任は、これを行った長官の離職後も、取り消されるまで、その趣旨に従って効力を維持する。
- (7) この条の規定は、第10条及び第11条の規定の効力を妨げない。⁽⁹⁾

第106条 長官代理

- (1) 長官の欠勤（その理由を問わない。）又は欠員（死亡、辞職その他の理由を問わない。）の場合であつて、欠勤若しくは欠員が継続する間、長官の任務、義務及び権限の全部又は

(9) 第10条及び第11条は、長官がその任務及び権限の一部を他の者（国家管理官（National Controller））に委任できることを定める。

一部は、管轄官庁の長により一時的に指示若しくは任命された者が行使及び履行することができる。

- (2) 前項の指示又は任命は、欠勤若しくは欠員が生じる前又は欠勤が継続する間に行うことができる。
- (3) この条に基づき指示又は任命及び指示又は任命に基づき行為する者が行った行為は、指示若しくは任命の根拠を欠き、若しくは根拠が消滅したこと、又は当該者が長官の地位に任命されなかった事実を理由として、審理において異議を申し立てることはできない。
- (4) この条の規定に基づき任命された者が1988年公的部門法（State Sector Act 1988）における被用者である場合は、同法第62条の規定は、適用しない⁽¹⁰⁾。
- (5) 第4項に規定する場合を除き、この条の規定は、1988年公的部門法の適用を妨げない。

第107条 財産が接收された場合の補償

- (1) 第2項の規定は、管理官、警察官又は管理官若しくは警察官の許可を受けた者が緊急事態において第90条の規定に基づく行為を行う間に、接收された財産がその者の管理下に置かれた場合に適用する。
- (2) 次に掲げる損害等に対する適切な補償は、接收された財産に利害を有する者の申請に基づき、議会が承認した予算から支払うことができる。
 - (a) 前項の管理下にあった間の接收された財産の使用
 - (b) 当該管理下にあった間の接收された財産について被った損失又は損害
- (3) 第4項の規定は、民間防衛緊急事態管理グループ、グループ管理官又は当該グループ若しくはグループ管理官の許可を受けた者が緊

急事態において第90条の規定に基づく行為を行う間に、接收された財産がこれらの管理下に置かれた場合に適用する。

- (4) 次に掲げる損害等に対する合理的な補償は、接收された財産に利害を有する者の申請に基づき、グループ管理官を任命した民間防衛緊急事態管理グループが支払うことができる。
 - (a) 前項の管理下にあった間の接收された財産の使用
 - (b) 当該管理下にあった間の接收された財産について被った損失又は損害
- (5) 接收財産の損失又は損害のためこの条に基づき支払われる補償の額の決定においては、当該財産に利害を有する者が保険契約その他の方法により補填され、又は補填される見込みのある額を考慮しなければならない。
- (6) この条に基づき補償に対する権利、補償の額又は国、民間防衛緊急事態管理グループその他の者の補償を支払う責任について争いがある場合には、管轄権を有する裁判所が決定する。

第108条 個人財産の損失又は損害の補償

- (1) 第3項及び第4項の規定に従って、民間防衛緊急事態管理グループのすべての構成員及び長官、民間防衛緊急事態管理グループ、管理官又は復旧調整官の指示に基づき民間防衛緊急事態管理を遂行する者であって、緊急事態から生じる業務の実施若しくは義務の履行により生じた個人財産の損失又は損害を被ったものは、次のいずれかに掲げる価額により補償を受ける権利を有する。
 - (a) 損失に係る個人財産の価格
 - (b) 損害を受けた個人財産の価額の減少
- (2) 第1項の規定は、長官の裁量により、同項

(10) 公的部門法第62条は、ある職位の公務員が辞職等により欠けた場合の代理の方法についての一般規定である。

- に規定する者ではない者に適用することができる。
- (3) 第1項の規定は、損失又は損害が保険契約により補填される範囲で財産の損失又は損害に適用しない。
- (4) 損失若しくは損害に対し損害賠償金、補償若しくは見舞金の交付を受け、又は事案の状況を考慮して、これらの交付を受けることが合理的に期待される者は、その範囲で第1項の規定に基づく補償を受ける権利を有しない。
- (5) 第1項の規定に基づく補償は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める者が支払わなければならない。
- (a) 支払を受ける権利のある者が、損失又は損害が生じた際に、長官、国家管理官又は長官若しくは国家管理官の権限に基づき活動する者の管理の下で民間防衛緊急事態管理を遂行していた場合 国
- (b) 支払を受ける権利のある者が、損失又は損害が生じた際に、次のいずれかの者の管理の下で民間防衛緊急事態管理を遂行していた場合 民間防衛緊急事態管理グループ
- (i) 民間防衛緊急事態管理グループ
- (ii) 民間防衛緊急事態管理グループにより任命されたグループ管理官
- (iii) 復旧調整官
- (iv) 民間防衛緊急事態管理グループ又はグループ管理官の権限の下で行為する者
- (6) この条の規定に基づく補償に対する権利、補償の額又は国若しくは民間防衛緊急事態管理グループの補償責任について争いがある場合には、管轄裁判所が決定する。
- (7) この条の規定に基づく国による補償は、このために議会が承認した公金から支払わなければならない。
- (8) 1964年社会保障法（Social Security Act 1964）に別段の定めがある場合であっても、

この条の規定は、いかなる方法をもってするかを問わず、同法に基づく給付を受ける権利を制限し、又はその行使を妨げるものと解釈してはならない。

第109条 その他の補償

- (1) 第107条及び第108条の規定を適用する場合は、この条の規定を適用しない。
- (2) 国家管理官、警察官又は国家管理官若しくは警察官の許可を受けた者により、第86条から第92条までの規定に基づき発せられた指示に基づき正当に行われた活動又は措置の結果として損失又は損害を被った者は、当該者のための活動若しくは措置により生じ、又は生じると見込まれる利益が当該活動又は措置の結果として当該者が被った損失又は損害に比べ著しく少ない場合は、国から補償を受けることができる。
- (3) グループ管理官又はグループ管理官から許可を受けた者により、第86条から第92条までの規定に基づき発せられた指示に基づき正当に行われた活動又は措置の結果として損失又は損害を被った者は、当該者のための活動若しくは措置により生じ、又は生じると見込まれる利益が当該活動又は措置の結果として当該者が被った損失又は損害に比べ著しく少ない場合は、グループ管理官を任命した民間防衛緊急事態管理グループから補償を受けることができる。
- (4) 損失又は損害についてこの条の規定に基づき支払われる補償の額の決定においては、保険契約に基づき、若しくはその他の手段により支払いを受け、又は受けると見込まれる額を考慮しなければならない。
- (5) 国又は民間防衛緊急事態管理グループに対するこの条に基づく請求が行われる場合は、裁判所は、第2項又は第3項の規定を適用するか否かの決定において、次に掲げる事項を

考慮しなければならない。

- (a) 関係条項の規定による行為又は措置がなされなかった場合において請求者の財産に生じるおそれがあった有害な結果であって、当該行為又は措置がその発生の防止を目的としたもの
 - (b) 現になされた行為又は措置により生じた損失又は損害の範囲
- (6) 国又は民間防衛緊急事態管理グループへの補償の請求は、次に掲げる要件に従って行う。
- (a) 直接被った財産上の損失又は損害に限り請求を行うことができること。
 - (b) 保険が付されていない損失又は損害について、当該財産の時価を限度として行うことができること。
 - (c) 保険会社が損失又は損害に係る保険契約者に代位して請求を行うことができないこと。
- (7) 国、グループ管理官、民間防衛緊急事態管理グループの構成員又は任務若しくは義務を善意で履行し若しくは緊急事態において若しくは緊急事態に関連して善意で権限を行使したその他の者が財産の損失若しくは損害を生じさせた場合は、損失又は損害による債務は、財産の時価を超えない限度において、次に掲げる者が負担する。
- (a) (i)の保険契約による保険が付された財産にあっては、次の(ii)に定める者
 - (i) 損失又は損害の記述方法にかかわらず、当該財産を保険の目的とする保険契約が付されていること
 - (ii) 保険契約により補填されない損失又は損害にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める者
 - (A) 損害を生じさせた行為若しくは措置が1又は2以上の民間防衛緊急事態管理グループにより、若しくはそのグループのためになされた場合 1又は

2以上の民間防衛緊急事態管理グループの構成員である地方自治体

(B) 損害を生じさせた行為又は措置が国により、又は国のためになされた場合 国

(b) 保険が付されていない財産にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める者

(i) 損害を生じさせた行為若しくは措置が1又は2以上の民間防衛緊急事態管理グループにより、若しくはそのグループのためになされた場合 関係の1又は2以上の民間防衛緊急事態管理グループの構成員である地方自治体

(ii) 損害を生じさせた行為又は措置が国により、又は国のためになされた場合 国

(8) 第7項の規定にかかわらず、緊急事態若しくは予期された緊急事態が1993年地震委員会法（Earthquake Commission Act 1993）に規定し、又は保険証券に記載され、若しくは保険契約で定める自然災害である場合は、損失又は損害は、同法、保険証券又は保険契約において、自然災害の損害とみなす。

(9) この条の規定は、国又は民間防衛緊急事態管理グループが危難の程度又は公正性を考慮して正当と認める見舞金の支払いを行うことを妨げない。

(10) この条において、保険会社とは、保険の提供者をいう。また、財産とは、次に掲げるものをいう。

(a) 不動産

(b) 家畜

(c) 家畜を除く動産を保険の対象とする場合において、〔動産の価格から〕保険金額を差し引いた額が2万ドルを超えない動産

第110条 免責

(1) 直接又は間接に緊急事態に起因する損失又

は損害の補償を受けるための国、民間防衛緊急事態管理グループ、これらの官吏又は被用者等に対する訴えの理由は、第107条から第109条までに規定するものに限る。

- (2) 第1項の規定は、損失若しくは損害が何人の作為又は不作為によって生じたかを問わず、当該作為又は不作為が本人のこの法律上の任務若しくは義務の履行又は権限の行使により生じたものである場合に、適用する。
- (3) 何人も、その悪意又は重大な過失を構成する作為又は不作為について、第1項の規定に基づく責任を免れない。

第111条 1991年資源管理法の適用の制限

この法律に基づく緊急事態が宣言される場合は、緊急作業については、1991年資源管理法第330B条で定めるところにより、同法を適用する。

第112条 雇用の権利に影響しない欠勤

- (1) 長官又は管理官により、緊急事態の期間中の民間防衛緊急事態管理の義務に基づき本職を欠勤することを要求された者は、その者の本職の雇用者が欠勤に同意していたか否かを問わず、民間防衛緊急事態管理の義務に基づく欠勤のみを理由として当該職から免職されない。

- (2) 長官又は管理官により民間防衛緊急事態管理の義務に基づき本職を欠勤するよう直接要求された者又はその要求を行う組織の義務の履行に加わるよう要求された者は、長官又は管理官により民間防衛緊急事態管理の義務に基づき本職を欠勤するよう要求されたものとみなす。
- (3) この条のいかなる規定も、本職の雇用者に民間防衛緊急事態管理の義務に基づく被用者の欠勤の期間について賃金を支払う義務を課すものと解釈してはならない。

第113条 民間防衛緊急事態管理グループによる費用の返還

民間防衛緊急事態管理グループ間で締結された協定に従って、民間防衛緊急事態管理グループが他の民間防衛緊急事態管理グループからの第17条第1項(f)の規定に基づく要請を受けて民間防衛緊急事態管理を行うことを了承する場合は、当該民間防衛緊急事態管理グループは、民間防衛緊急事態管理による現実かつ相当な経費すべてを当該他のグループの債務として同グループから償還を受けることができる。

第114条以下（略）

（やべ あきひろ）

2011年カンタベリー地震復旧法（抄）

Canterbury Earthquake Recovery Act 2011

海外立法情報調査室 矢部 明宏訳

公法律 2011年第12号⁽¹⁾

裁可日 2011年4月18日

施行期日 第2条参照

【目次】

第1章 予備規定

第2章 復旧及び再建を援助する職務及び権限

第1節 意思決定に対する地域社会及び政党間フォーラムによる意見提供（略）

第2節 大臣及びカンタベリー地震復旧庁（CERA）長官（略）

第3節 計画文書の策定及び実施（略）

第4節 復旧の実施における権限等に関する規定（略）

第5節 この法律に基づく補償（略）

第6節 訴えの権利（略）

第7節 委任立法

第8節 雑則（抄）

附表1 様式（略）

附表2 改正される総督令（略）

第1章 予備規定

第1条 題名

この法律は、2011年カンタベリー地震復旧法という。

第2条 施行

この法律は、女王の裁可を得る日の翌日に施行する。

第3条 目的

この法律は、次に掲げる事項を目的とする。

(a) 大クライストチャーチ（greater Christchurch）⁽²⁾、議会⁽³⁾及びコミュニティーがカンタベリー地震の影響に対応し、地震から復旧することを確保するための適切な手段を提供すること。

(b) 目標が明確で、適時の、かつ、速やかな復旧を妨げることなく、被災したコミュニティーの復旧計画策定へのコミュニティーの参加を可能にすること。

(c) 大臣⁽⁴⁾及びCERA⁽⁵⁾が復旧を確実にすることを規定すること。

(d) 目標が明確で、適時の、かつ、速やかな復旧を可能とすること。

(e) カンタベリー地震により被災した土地、構造物又は基幹施設に関して情報の収集を可能とすること。

(f) 土地、基幹施設その他の財産の修復及び

(1) この翻訳は、次の「ニュージーランド議会法制局提供サイト」"The New Zealand Legislation"掲載の条文を使用した。〈<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2011/0012/latest/viewpdf.aspx>〉注及び〔 〕による補記は、すべて訳者によるものである。

(2) クライストチャーチ市議会、セルウィン（Selwyn）地方議会及びワイマカリリ（Waimakariri）地方議会を含む地方並びにこれらの地方に接する沿海地域をいう（第4条）。

(3) クライストチャーチ市議会、カンタベリー広域自治体、セルウィン地方議会又はワイマカリリ地方議会をいう（第4条）。

(4) カンタベリー地震復旧担当大臣をいう（第4条）。

(5) カンタベリー地震復旧庁をいう（第4条）。

建直しを含む、被災したコミュニティの計画策定、建直し及び復旧を促進し、調整し、及び指示すること。

- (g) 大クライストチャーチのコミュニティの社会的、経済的、文化的及び環境的福利を回復すること。
- (h) (a)項から(g)項までの規定に掲げる目的のための法律上の十分な権限を提供すること。
- (i) 2010年カンタベリー地震対応及び復旧法を廃止し、これに代えること。

第2章 復旧及び再建を援助する職務及び権限

第1節～第6節（略）

第7節—委任立法

第71条 総督による総督令（Order in Council）の制定

- (1) 総督は、関係大臣の勧告に基づき制定した総督令により、時宜に応じ、第3条(a)から(g)までに掲げる全部又は一部の目的のために、合理的に必要か、又は適切な規定を制定することができる。
- (2) 第1項の規定に基づき制定される総督令は、第3条(a)から(g)までの規定に掲げる全部又は一部の目的のために、いかなる法律のいかなる規定の適用も除外し、変更し、又は適用範囲を拡大することができる。
- (3) 第2項に規定するあらゆる事項を行う総督令の対象となり得る法律は、次に掲げる法律を含む（ただし、次の法律に限定しない。）。
 - (a) 2004年ビル法（Building Act 2004）
 - (b) 2002年地籍法（Cadastral Survey Act 2002）
 - (c) 2002年民間防衛緊急事態管理法（Civil Defence Emergency Management Act

2002）

(d)～(w)（略）

- (4) 〔法律の〕規定の適用除外、変更又は適用範囲の拡大は、次に掲げる方法により行うことができる。
 - (a) 無条件で、又は条件を付して行うこと。
 - (b) 次の方法で〔総督令を〕制定すること。
 - (i) 当該規定を遵守することに代わる方法を示すこと。
 - (ii) 当該規定を裁量的規定に替えること。
- (5) 疑問を避けるため、規定の適用除外、変更又は適用範囲の拡大は、次に掲げる法律の適用条件の緩和又はその効力の一時停止をするために行うことができる。
 - (a) 次に掲げる取組への資源の集中を鈍化させる法律
 - (i) カンタベリー地震により生じた被害に効率的に対応すること。
 - (ii) 被害を最小化すること。
 - (b) カンタベリー地震に起因する状況によって、その全部又は一部の規定の遵守が合理的に期待できない法律
- (6) 第(2)項から第(5)項までの規定にかかわらず、この条の規定に基づく総督令は、次に掲げる事項を規定することができない。
 - (a) 次に掲げる事項を行う要件の適用を除外し、又は変更すること。
 - (i) 人を拘留又は勾留から解放すること。
 - (ii) 裁判所、判事又は補助裁判官（Registrar）によるあらゆる者の勾留の再審理
 - (b) 人の拘留又は勾留を続けることに関する制限の適用除外又は変更を認めること。
 - (c) 1688年権利章典（Bill of Rights 1688）、1986年憲法（Constitution Act 1986）、1993年選挙法（Electoral Act 1993）、1972年裁判官法改正法（Judicature Amendment Act 1972）又は1990年ニュージーランド権利章典法（New Zealand Bill of Rights Act

1990)の適用除外又は変更を容認すること。

(d) この条、第3条、第6条⁽⁶⁾、第72条から第76条まで又は第93条を改める効果を有する規定を含むこと。

(7) 第2項から第5項までの規定は、第1項の規定の適用を妨げない。

カンタベリー地震復旧審査委員会

第72条 カンタベリー地震復旧審査委員会

(1) 大臣は、関連の専門性及び適切な技能を有する者4名をもって組織するカンタベリー地震復旧審査委員会を任命しなければならないが、委員4名のうち1名は、高等法院の前判事若しくは退職した判事又は法曹(2006年法曹及び不動産譲渡専門弁護士法(Lawyers and Conveyancers Act 2006)第6条に定める。)でなければならない。

(2) カンタベリー地震復旧審査委員会の委員は、次の内容が記載された任命通知によって任命される。

(a) 任命が効力を生ずる日

(b) 任命の期間

(3) 大臣は、任命された委員1名をカンタベリー地震復旧審査委員会の委員長に任命しなければならない。

(4) 任命された委員は、次に掲げる場合に、その職を解かれるものとする。

(a) 大臣が交付する書面での通知により解任されること。

(b) 大臣に対する書面での通知により辞職すること。

(5) 長官(Chief Executive)⁽⁷⁾は、カンタベリー地震復旧審査委員会に運営上の支援をしなければならない。

第73条 カンタベリー地震復旧審査委員会の任務

(1) カンタベリー地震復旧審査委員会は、この法律の目的のために必要な総督令に関して、大臣及び関係大臣の求めに応じて、助言を提供することを任務とする。

(2) すべての総督令案は、第71条の規定に基づく勧告がなされる前に、カンタベリー地震復旧審査委員会が審査しなければならない。

(3) 審査のため総督令案を受け取った日から3業務日又は大臣の許可を受けたこれより長い期間が経過する日までに、次の事項が行われなければならない。

(a) カンタベリー地震復旧審査委員会による総督令案の審査

(b) 委員長による大臣及び関係大臣に対する委員会の勧告を記載した報告書の提出

(4) カンタベリー地震復旧審査委員会の審査は、委員長が適切であると認める電話会議、ビデオ会議等の方法により行うことができる。

(5) 2名を超える委員が投票を行い、かつ、可否同数の場合は、委員長が決定するところによる。

(6) 大臣は、総督令案に関するカンタベリー地震復旧審査委員会の勧告を公示しなければならない。

(7) 大臣は、総督令案に関するカンタベリー地震復旧審査委員会の勧告を受けた後、可能な限り速やかに、代議院にその写しを提出しなければならない。

第74条 総督令の勧告の手続

(1) 第71条の規定に基づく勧告を行う場合は、関係大臣は、次の事項について考慮しなければならない。

(6) 本稿では訳出していないが、コミュニティー・フォーラムに関する規定である。

(7) カンタベリー地震復旧庁長官をいう(第4条)。

- (a) この法律の目的
 - (b) カンタベリー地震復旧審査委員会の勧告
- (2) 関係大臣の勧告は、裁判所において、異議を申し立て、審理し、無効にし、又は問題にすることができない。

第75条 総督令についてのその他の規定

- (1) この条は、第71条の規定に基づく総督令に適用する。
- (2) 総督令は、次に掲げる事項のみを理由として、無効とみなしてはならない。
 - (a) 総督令が他の法律に抵触すること、又は他の法令に抵触する作為又は不作為の権限を与えること。
 - (b) 総督令が何人に対しても自由裁量の権限を与え、又はいかなる事項も決定し、若しくは承認することを許可すること。
- (3) 総督令は、その制定日前、制定日又は制定日後のいずれの日をもってするかを問わず施行期日を定めることができるが、当該施行期日は、2010年9月4日⁽⁸⁾前であってはならない。総督令は、当該施行期日から、その別に応じて、効力を生じ、又は既に効力を生じたものとみなす。
- (4) 総督令は、第3項の場合に限り、遡及効を有することができる。
- (5) この法律により許可される場合に限り、総督令は、この法律の一部として制定されたものとして法律の効力を有する。

第76条 1989年規則(不同意)法(Regulations (Disallowance) Act 1989)の適用

第71条の規定に基づき制定される総督令については、第75条第5項の規定にかかわらず、1989年規則(不同意)法の規定を適用する⁽⁹⁾。

(8) 2010年のカンタベリー地震が発生した日。

(9) 解説Ⅲ 2(2)(v)(c)参照。

第8節—雑則（抄）

第77条～第87条（略）

第88条 この法律の実施に関する四半期ごとの報告

- (1) 大臣は、この法律の実施に関して四半期ごとの報告を準備し、代議院に提出しなければならない。
- (2) 報告には、対象期間においてこの法律に基づき大臣又は長官が行使し、又はこれらの者に代わって行使された権限についての説明を含めなければならない。

第89条 廃止及び留保規定

- (1) 2010年カンタベリー地震対応及び復旧法(2011 No 114)は、廃止する。
- (2) 2010年カンタベリー地震対応及び復旧法に基づき制定された総督令であって、この法の施行まで効力を有したものは、なお効力を有し、この法律に基づき制定されたものとみなさなければならないが、この法律に基づき改正し、又は廃止することができる。
- (3) 2010年カンタベリー地震対応及び復旧法の廃止は、当該法律又は当該法律に基づき制定された総督令に基づき行われた活動、決定等に影響せず、当該活動、決定等は、有効とされる。
- (4) 略

第90条～第91条（略）

第92条 法律の毎年の見直し

- (1) 大臣は、この法律の施行から12月以内に、その後は12月ごとに、この法律の実施及び有効性に関する見直しを実施し、報告書を作

成する。

(2) この報告書には、この法律の改正に関する勧告を含めなければならない。

(3) 大臣は、報告書作成後可能な限り速やかに、これを代議院に提出しなければならない。

第 93 条 失効及び廃止

(1) この法律は、施行日から 5 年が経過した日に失効する。

(2) 第 71 条に基づき制定され、又は第 89 条によりなお効力を有するものとされた総督令であって、この法律の失効まで効力を有するものは、この法律の失効により、廃止される。

附表 1 様式 (略)

附表 2 改正される総督令 (略)

(やべ あきひろ)

緊急事態法（抄）

Emergencies Act (R.S.C., 1985, c. 22 (4th Supp.))⁽¹⁾

海外立法情報課 三野 功晴訳

【目次】

前文

略称

適用と解釈

第1章 公共の福祉上の緊急事態

解釈

公共の福祉上の緊急事態宣言

命令及び規則

宣言の解除、延長及び変更

諮問

失効又は解除の効果

第2章 公的秩序上の緊急事態（略）

第3章 国際緊急事態（略）

第4章 戦時緊急事態（略）

第5章 補償

解釈

責任

補償

審査請求

支払

第6章 議会による監視

解釈

緊急事態宣言の審議

緊急事態宣言の解除

緊急事態宣言の延長又は修正の審議

議会審査委員会

調査

第7章 関係規定の整理（略）

附則（略）

国家緊急事態の際に、安全を確保するために特別な臨時的措置を講ずる権限を与え、これに伴い関係法律を改正する法律

[1988年法律第29号、1988年7月21日裁可]

前文

個人の安全、政体の諸価値の保護並びに国家の主権、安全及び領土の一体性の保全が政府の基本的な責務であることにかんがみ、

カナダにおいてその責務を果たすことが国家緊急事態によって深刻な脅威にさらされるおそれがあり、その緊急事態の際に安全を確保するためには総督が議会の監督の下で平時には不適切であると考え余地のある特別な臨時的措置をとる権限を有すべきであることにかんがみ、

総督は、そうした特別な臨時的措置をとるに当たり、権利及び自由のカナダ憲章並びにカナダ権利章典に従い、特に国家緊急事態にあっても制限又は縮小されるべきでない基本的な人権について市民的及び政治的権利に関する国際規約を考慮しなければならないことにかんがみ、ここに、女王陛下は、カナダの上院と下院の助言と同意を得て、次のとおり制定する。

略称

（略称）

第1条 この法律は、「緊急事態法」として引用することができる。

(1) この翻訳は、次のカナダ司法省サイト掲載の2011年9月21日現在の条文を使用した。タイトル横の番号は、現行法律集（Revised Statutes of Canada）における整理番号である。〈<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/E-4.5/FullText.html>〉〔 〕は、訳者が補った部分である。

適用と解釈

(女王陛下に対する拘束力)

第2条 (1) この法律は、連邦又は州の権利について女王陛下を拘束する。

(連邦の管轄権)

(2) この法律のいかなる規定も、カナダ議会が立法権を有する財産、領土及び地域で起こった緊急事態に対処するカナダ政府の権能を損ねるものではないことを、確認する。

(国家緊急事態)

第3条 この法律において、「国家緊急事態」とは、次の(a)又は(b)に掲げる緊急かつ重大な一時的状況であって、カナダの他の法律では効果的に対処できないものをいう。

- (a) カナダ市民の生命、健康又は安全に重大な危険を生じさせるおそれがあり、州の対処能力又は権限を超える程度又は性質を有するもの
- (b) カナダの主権、安全及び領土の一体性を維持する政府の能力に深刻な脅威を与えるもの

(解釈)

第4条 この法律のいかなる規定も、総督に対して次に掲げる命令又は規則を制定する権限を与えるものとして解釈し、又は適用してはならない。

- (a) この法律の規定を変更するもの
- (b) 人種、国若しくは民族の出自、肌の色、宗教、性別、年齢又は精神的若しくは肉体的障害を理由として、カナダ市民又は移民及び難民保護法第2条第1項の規定による永住者の勾留、自由刑又は収容 (detention, imprisonment or internment) を規定するもの

第1章 公共の福祉上の緊急事態

解釈

(定義)

第5条 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「公共の福祉上の緊急事態の宣言」とは、第6条第1項の規定の定めるところにより発出された宣言をいう。

「公共の福祉上の緊急事態」とは、現実の又は切迫した事象で、次の各号に掲げるものによって生命若しくは財産の危機、社会的混乱又は生活必需品、サービス若しくは資源の供給停止が生じ、又は生じるおそれがあり、国家緊急事態に相当する程度に深刻なものをいう。

- (a) 火事、洪水、干ばつ、暴風雨、地震又はその他自然災害
- (b) 人、動物又は植物の疾病
- (c) 事故又は汚染

公共の福祉上の緊急事態宣言

(公共の福祉上の緊急事態宣言)

第6条 (1) 総督が、合理的な根拠に基づいて、公共の福祉上の緊急事態が発生しており、当該緊急事態に対処するために特別な臨時的措置をとる必要があると認める場合は、総督は、第14条に規定する諮問を行った後、布告により緊急事態を宣言することができる。

(内容)

- (2) 公共の福祉上の緊急事態宣言には、次に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (a) 緊急事態を構成する事象の概況
 - (b) 総督が緊急事態に対処するために必要性があると見込まれる特別な臨時的措置
 - (c) 緊急事態の直接的影響がカナダ全域に及

んでいない場合には、緊急事態の直接的影響が及ぶカナダの地域

（効力発生日）

第7条 (1) 公共の福祉上の緊急事態宣言は、これが発出された日に効力を生じるが、宣言を確認する動議が議会の各議院に提出され、第58条の規定の定めるところにより審議されなければならない。

（宣言の失効）

(2) 公共の福祉上の緊急事態宣言は、この法律の定めるところにより事前に解除又は延長されない限り、これが発出された日から90日が経過した日に失効する。

命令及び規則

（命令及び規則）

第8条 (1) 公共の福祉上の緊急事態宣言の有効期間内に、総督は、次の各項に掲げる事項に関して、合理的な根拠に基づいて、緊急事態への対処に必要と認める命令又は規則を制定することができる。

- (a) 個人の健康又は安全の保護に必要な場合には、特定の地域を出入りする移動又はその地域内の移動の規制又は禁止
- (b) 特定の地域からの人の退避及び個人の財産の移動並びに人及び財産の適切な管理及び保護のための取決めの作成
- (c) 財産の接収、利用又は処分
- (d) 何人又は一の階層（a class of persons）に属する何人に対しても、当該者又は当該階層に属する者が提供の権限を有する必須の役務を提供することを許可し、又は指示すること並びにそのようにして提供されたサービスに相当の補償を行うこと。
- (e) 生活必需品、サービス及び資源の配分及び入手の規制

- (f) 緊急支払の許可及び実行
- (g) 緊急避難所及び病院の設置
- (h) 仕事又は事業の被害の見積もり及びその修繕、交換又は復旧
- (i) 環境への被害の見積もり及び被害の緩和又は除去
- (j) この条で定められる命令及び規則に違反した者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める刑に処する。
 - (i) 陪審を経ない有罪決定があった場合 500ドル以下の罰金若しくは6か月以下の自由刑又はこれらの併科
 - (ii) 正式起訴があった場合 5,000ドル以下の罰金若しくは5年以下の自由刑又はこれらの併科

（制限規定）

(2) 公共の福祉上の緊急事態宣言に、緊急事態の直接的影響がカナダの特定の地域に限られることが明示された場合には、第1項の規定に基づき命令及び規則を制定する権限並びにその命令及び規則により与えられる権限又は課される義務若しくは職務は、当該地域に関してのみ行使し、又は履行することができる。

（制限規定）

- (3) 第1項の規定に基づき命令及び規則を制定する権限及びその命令及び規則により与えられる権限を行使し、又は課せられる義務若しくは職務を履行するに当たっては、次に掲げる条件に従わなければならない。
 - (a) 次の(i)に掲げる方法により、次の(ii)に掲げる目的を達成するため、当該権限を行使し、又は義務若しくは職務を履行しなければならない。
 - (i) 州が当該州の法に基づいて同州内の緊急事態に対処する措置を講ずる能力を不当に損ねることのない方法
 - (ii) 権限の行使又は義務若しくは職務の履行に係る各州との協調行動を可能な限り

成功させる目的

- (b) 同盟罷業若しくは作業所閉鎖を終了させ、又は労働争議における和解を強要する目的で、権限を行使し、又は義務若しくは職務を履行してはならない。

(警察の統制又は指示)

第9条 (1) 公共の福祉上の緊急事態宣言又はその定めるところにより制定された命令及び規則のいずれの規定も、州若しくは自治体政府の統制若しくは指示に通常服する警察が当該統制若しくは指示を逸脱し又は逸脱する権限を与えるように解釈し又は適用してはならない。

(カナダ連邦警察)

- (2) カナダ連邦警察法第20条の規定に基づく取決めの定めるところにより州又は自治体がカナダ連邦警察を利用又はこれに委託した場合には、取決めの条件に反しない限り、第1項の規定はカナダ連邦警察について適用する。

宣言の解除、延長及び変更

(議会による解除)

第10条 議会は、第58条又は第59条の規定に従って、公共の福祉上の緊急事態宣言を解除することができる。

(総督による解除)

第11条 総督は、布告により、全面的に若しくはカナダの一部の地域について、公共の福祉上の緊急事態宣言を解除することができ、当該宣言の解除は、布告で定めた日にその効力を生ずる。

(総督による延長)

第12条 (1) 総督は、合理的な根拠に基づい

て、緊急事態が継続し、若しくは緊急事態の直接的な影響が引き続きその地域に及ぶと認める場合は、公共の福祉上の緊急事態宣言が失効する前に、第14条に規定する諮問を経た上で、布告により、全面的に若しくはカナダの一部の地域について、布告で定めた90日以内を超えない範囲内において、公共の福祉上の緊急事態宣言を延長することができる。

(命令及び規則の審査)

- (2) 公共の福祉上の緊急事態宣言の延長を布告する前に、総督は、合理的な根拠に基づいて、第8条の規定に基づいて制定された有効な命令及び規則が、引き続き緊急事態への対処のために必要であると認められるかどうかを判断するために当該命令及び規則をすべて審査し、その継続が必要でない範囲内において、当該命令及び規則を廃止又は変更しなければならない。

(2回以上の延長)

- (3) 公共の福祉上の緊急事態宣言は、第1項の規定の定めるところにより、2回以上延長することができる。

(発効日)

- (4) 公共の福祉上の緊急事態宣言を延長する布告は、それが発出された日に効力を生ずるが、第60条の規定の定めるところにより、宣言を確認する動議が議会の各議院に提出され、審議されなければならない。

(総督による変更)

第13条 (1) 次に掲げるすべての要件を満たす場合は、総督は、第14条に規定する諮問の後、布告により宣言を変更し、必要に応じ、緊急事態の直接の影響が及ぶカナダの地域として他の地域を明示し、又は従前の地域の限定を削除することができる。

- (a) 総督が、緊急事態の直接の影響がカナダ

の特定の地域のみ及びということを示した公共の福祉上の緊急事態宣言を発出したこと。

- (b) 総督が、合理的な根拠に基づいて、緊急事態の直接の影響がカナダの他の地域又は残りのすべての地域に及んでいると認めること。

(発効日)

- (2) 公共の福祉上の緊急事態宣言を変更する布告は、それが発出された日に効力を生ずるが、第 60 条の規定の定めるところにより、宣言を確認する動議が議会の各議院に提出され、審議されなければならない。

諮問

(諮問)

- 第 14 条** (1) 第 2 項の規定に従って、総督が公共の福祉上の緊急事態宣言を発出し、延長し、又は変更する前に、緊急事態の直接の影響が及ぶ各州の副総督は、提案された行動について諮問を受けなければならない。

(必要性の指摘)

- (2) 緊急事態の直接の影響が及ぶ範囲が一つの州内に限られ、又は主に一つの州内のみにおいて発生している場合には、その州の副総督が総督に対して緊急事態が州の対処能力又は権限を超えている旨の指摘をしない限り、総督は、公共の福祉上の緊急事態宣言を発出することができない。

失効又は解除の効果

(失効又は解除の効果)

- 第 15 条** (1) この法律の定めるところにより、公共の福祉上の緊急事態宣言が全面的に又はカナダの一部の地域に関して失効する場合は、それぞれの場合に応じて、宣言の定め

るところにより制定されたすべての命令及び規則又は当該地域に適用される範囲内ですべての命令及び規則は、宣言が失効する日にその効力を失う。

(宣言の解除の効果)

- (2) この法律の定めるところにより、公共の福祉上の緊急事態宣言が全面的に若しくはカナダのいずれかの地域について解除された場合は、それぞれの場合に応じて、宣言の定めるところにより制定されたすべての命令及び規則又は当該地域に適用される範囲内ですべての命令及び規則は、宣言の解除とともに失効する。

(延長の解除の効果)

- (3) この法律の定めるところにより、公共の福祉上の緊急事態宣言の延長の布告が、当該布告がなければ全面的に若しくはカナダの一部の地域について宣言が失効した後に、全面的に若しくはカナダの一部の地域について解除された場合は、それぞれの場合に応じて、次に掲げる宣言、命令及び規則が、布告の解除とともに廃止される。

(a) 宣言並びに宣言の定めるところにより制定されたすべての命令及び規則

(b) 宣言、命令及び規則が当該地域について適用される範囲内における当該宣言並びに宣言の定めるところにより制定されたすべての命令及び規則

(変更〔の布告〕の解除の効果)

- (4) この法律の定めるところにより、公共の福祉上の緊急事態宣言を変更する布告が解除される場合には、当該変更〔の布告〕の定めるところにより制定されたすべての命令及び規則並びに変更〔の布告〕により適用される範囲内におけるすべての命令及び規則は、布告の解除とともに廃止される。

第 2 章～第 4 章 (略)

第5章 補償

解釈

(定義)

第46条 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「補償」とは、第48条第1項に規定する補償をいう。

「国」とは、カナダを統治する女王陛下をいう。

「大臣」とは、この章において、総督により大臣として任命されたカナダ枢密院の顧問官をいう。

責任

(個人の免責)

第47条 (1) 大臣⁽²⁾、公務員、国家の代理人等(第8条第1項、第19条第1項、第30条第1項若しくは第40条第1項の規定に基づいて制定された命令若しくは規則に従って役務を提供する者を含む。)に対して、第1章から第4章までの規定又はこれらに基づいて発出され若しくは制定された布告、命令又は規則に基づく善意の行為をしたこと若しくはしようとしたことのための又はこれらに関する損害賠償を求める訴訟その他の法的手続はなく、その申し立てをしてはならない。

(国の免責除外)

(2) 第1項の規定は、同項に規定する行為について国の責任を免除するものではなく、国は、第1項の規定がないものとみなして国家責任法(Crown Liability Act)その他の法律に基づく責任を負う。

補償

(補償)

第48条 (1) 第2項及び第49条の規定に基づき制定される規則に従って、大臣⁽³⁾は、この法律の第1章から第4章の規定又はこれらの規定に基づき発出された布告若しくは制定された命令若しくは規則に基づく行為をしたこと、若しくはしようとしたことにより生じた損失、傷害又は損傷を被ったいかなる者に対しても、相当の補償を行わなければならない。

(権利の放棄)

(2) 補償を考慮するに当たり、第1章から第4章の規定又はこれらの規定に基づき発出された布告又は制定された命令若しくは規則に基づく行為をしたこと、若しくはしようとしたことにより生じた訴権であって当該者が国に対して有することができるものを放棄する旨の署名を大臣が定める様式用の紙で行った者に対してでない限り、いかなる補償も支払ってはならない。

(代位請求)

(3) 国は、損失、傷害又は損害を補填する補償金が支払われる者のすべての権利を代位して、本人又は国の名において提起された訴えの被告すべてに対し、当該訴訟を続行することができる。

(補填された補償金の充当)

(4) 第3項に基づく訴訟の結果国が回収した補償金は、次に掲げる順位に従い、それぞれ次に定める支払又は償還に充て、残余があれば、国が権利を代位した者に還付しなければならない。

(a) 第1順位 訴え及び差押えの執行に現に要した費用の支払

(2) 第46条で定義した緊急事態対応の大臣ではなく、内閣の構成員としての大臣

(3) 第46条で定義した大臣、すなわち緊急事態対応の大臣

(b) 第2順位 国が権利を代位した者に支払う補償金の償還

(和解)

(5) 大臣の同意がない限り、いかなる和解又は権利の放棄も第3項の規定に基づく国の権利の行使を妨げない。

(規則)

第49条 総督は、次に掲げる事項を定める規則を制定することができる。

- (a) 補償を申請する方法及び文書の様式、その文書とともに提供すべき情報及び証拠並びに補償の申請を審査する手続
- (b) 補償の申請がなされるべき期間
- (c) 補償を受ける者の適格性を決定する際に用いる規準
- (d) 補償が支払われるべき損失、傷害又は損害を査定する際に用いる方法及び規準
- (e) 一般又は個別の損失、傷害若しくは損害に応じて支払われる補償の最高額
- (f) 補償の支払の条件
- (g) 補償の一時払又は分割払の定め
- (h) 損害額に比例した補償の給付
- (i) 人の階層又は損失、傷害、損害等の等級に基づいた補償を申請する者の優先順位
- (j) 補償の申請により影響を受ける者に通知することを考慮すること。
- (k) 一般的に、この章の目的及び規定を実施するためのもの

審査請求

(損害評定官と副損害評定官)

第50条 (1) 総督は、連邦裁判所の判事の中から、1名の損害評定官及び総督がこの章の規定に基づいて審査請求を審理し判定するために必要と認める人数の副損害評定官を任命しなければならないが、この章の規定に従って、

その管轄を定めることができる。

(損害評定官代理)

(2) 総督は、連邦裁判所の判事の中から、損害評定官に欠員を生じた場合又は損害評定官がその資格を有しなくなった場合において損害評定官を代行する損害評定官代理を1名任命しなければならない。

(副損害評定官)

(3) 損害評定官は、この章の規定に基づく審査請求を審理し決定するため副損害評定官を指名することができ、指名を行った場合には、第52条及び第53条において「損害評定官」には「副損害評定官」を含むものと解釈しなければならない。

(審査請求)

第51条 (1) 補償の申請を行い、それについての大臣の決定に不服がある者は、損害評定官に決定について審査請求をすることができる。

(期間)

(2) この条の規定に基づく審査請求は、補償の申請を行った者が大臣の補償についての決定の通知を受け取った日から3か月を経過した後、又は特別な理由により損害評定官がその権限により3か月の期間を延長した期間が経過した後には、これを行うことができない。

(損害評定官の権限)

第52条 (1) この章の規定に基づく審査請求の審理においては、損害評定官は次に掲げる事項を行う権限を有する。

- (a) 大臣の決定を承認すること。
- (b) 審査請求人に支払うことができる補償に最高額がある場合であっても、その額にかかわらず、大臣の決定を変更すること。
- (c) 最高額がある場合にその額を考慮せずに支払うことのできる補償の額を計算することを含め、損害評定官がその指示に従って

更に処分をさせるため、事案を大臣に差し戻すこと。

(手続費用)

- (2) この章の規定に基づく審査請求に関し、その手続費用は、国に支払い、又は国が負担することができる。

(最終決定)

- (3) この章の規定に基づく審査請求に関し、損害評定官の決定は、〔事案を〕終局させる確定した決定とし、連邦裁判所法に基づく司法審査を除いて、いかなる裁判所に対してもその不服を申し立て又は裁判所による審査の対象とすることができない。

(支払)

- (4) 損害評定官が、補償を認定することにより、若しくは大臣が認定した補償の額を増額することにより、大臣の決定を変更する場合又は補償の額を増額し、又は更に処分をさせるため差し戻し事案について大臣が既に決定した補償の額を増額した場合は、大臣は、それぞれの場合に応じて、当該補償又は増額した補償を支払わなければならない。

(開廷及び審理)

- 第 53 条** (1) 損害評定官はいかなる場所でも開廷し、訴えを審理することができ、要求に応じて開廷及び審理を準備しなければならない。

(経費)

- (2) 損害評定官は、裁判官法に基づき連邦裁判所の判事として出席するための旅費の支払を受ける権利を有する。

(手続)

- 第 54 条** 損害評定官は、総督の承認を得て、審査請求の処理に関する規則及び審査請求を

提起するための手続であって、この法律に基づく損害評定官がその職務を遂行するのに必要と認めるものを、制定することができる。

(補助裁判官)

- 第 55 条** 総督は、補助裁判官その他総督がこの法律の目的を達成するために必要と認める者を任命することができる。

支払

(統合歳入基金からの支払)

- 第 56 条** この章の規定により国が負担するものと認定された補償及び手続費用は、統合歳入基金 (Consolidated Revenue Fund)⁽⁴⁾から支払わなければならない。

第 6 章 議会による監視

解釈

(定義)

- 第 57 条** この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「緊急事態宣言」とは、第 6 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定に従って発出された布告をいう。

「議会審査委員会」とは、第 62 条第 1 項に規定する委員会をいう。

いずれかの議院に関して「開会日」とは、当該議院が開会している日をいう。

緊急事態宣言の審議

(開会中の議会への上程)

- 第 58 条** (1) 第 4 項の規定に従って、緊急事

(4) 連邦政府の公金の総体をいう。

態宣言を承認する動議は、國務大臣が署名し、宣言を発出する理由の説明及び各州の副総督への宣言に関する諮問の報告書とともに、議会の各議院に、宣言を発出した後7開会日以内に提出しなければならない。

（議会又は議院の召集）

- (2) 閉会中又はいずれかの議院が休会中に緊急事態宣言が発出された場合は、それぞれの場合に応じて、議会又は当該議院を、宣言が発出されてから7日以内に集会するよう直ちに召集しなければならない。

（議会の召集）

- (3) 下院の解散中に緊急事態宣言が発出された場合は、緊急事態宣言が発出された後最も早い機会に集会するよう議会の召集しなければならない。

（召集後の議会への上程）

- (4) 第2項又は第3項の規定に従って議会又はいずれかの議院を召集した場合は、第1項に規定する動議、説明及び報告書を、議会又は当該議院の開会初日に、それぞれの場合に応じて、両院又は当該議院に提出しなければならない。

（審議）

- (5) 第1項又は第4項の規定のとおり、いずれかの議院に動議が提出された場合は、当該議院は、動議が提出された開会日の翌開会日に、動議を議題として審議しなければならない。

（採決）

- (6) 第5項の規定に従って議題とされ審議された動議は、連続して討論しなければならないが、議長は、当該議院の採決の際に、更に討論又は修正を行うことなく、直ちに動議の処理のためのすべての採決をしなければならない。

（宣言の解除）

- (7) 緊急事態宣言の承認の動議がいずれかの議院で否決された場合は、宣言は、それまでに失効又は解除されているものを除き、否決の

日に解除の効力を生じ、動議に関し、更にこの条の規定に基づく行為を他の院で行うことを要しない。

緊急事態宣言の解除

（解除の動議）

第59条 (1) 上院にあっては上院議員10人以上の連署をもって上院議長に対し、下院にあっては下院議員20人以上の連署をもって下院議長に対し、次に定める主旨の動議が審議のために提出された場合は、当該議院は、動議の提出後3開会日以内にこれを議題として審議しなければならない。

- (a) 第1章又は第2章の規定に基づく緊急事態宣言を、全面的に又はカナダの一部の地域について解除すること。
- (b) 第3章の規定に基づく緊急事態宣言を解除すること。

（採決）

- (2) 第1項に従って議題とされ、審議される動議は、10時間以内に連続して討論されなければならないが、10時間を経過した時又はそれまでに当該議院で採決ができる時に、議長は、更に討論又は修正を行うことなく、直ちに動議の処理に必要なすべての採決を行わなければならない。

（宣言の解除）

- (3) 第2項に従って討論された動議がその議院で可決された場合は、宣言は、それまでに失効し、又は解除されているものを除き、動議に従って解除され、解除は、動議を可決した日以後の日であって、動議で指定された日に、効力を生じる。

緊急事態宣言の延長又は修正の審議

（宣言を延長する布告を承認する動議）

第 60 条 (1) 緊急事態宣言を延長する布告並びに第 3 項に従って動議に掲げる命令及び規則を承認する動議は、国务大臣が署名し、布告を発出する理由の説明、州の副総督への布告に関する諮問についての報告書並びに命令及び規則について布告前に行われた審査に関する報告書を付して、布告を発出した後 7 開会日以内に、議会の各議院に提出しなければならない。

(宣言を変更する布告を承認する動議)

(2) 緊急事態宣言を変更する布告を承認する動議は、国务大臣が署名し、布告を発出する理由の説明書及び州の副総督への布告に関する諮問についての報告書を付して、布告を発出した後 7 開会日以内に、議会の各議院に提出しなければならない。

(〔動議に〕掲げる命令及び規則)

(3) 緊急事態宣言を延長する布告を確認する動議には、布告を発する時に有効な命令及び規則であって、総督が、合理的な根拠に基づいて、その時にも緊急事態に対処するために引き続き必要と認め、又は第 43 条第 1 項⁽⁵⁾の規定に従って布告が発出される場合に引き続き適切と認めるものを列挙しなければならない。

(審議)

(4) 第 1 項又は第 2 項の規定により動議がいずれかの議院に提出される場合は、当該議院は、動議が提出された開会日の翌開会日に、動議を議題として審議しなければならない。

(採決)

(5) 第 4 項の規定に基づいて議題とされ、審議される動議は、連続して討論され、当該議院の採決の際に、議長は、それ以上の討論又は修正を行うことなく、直ちに動議の処理に必要なすべての採決を行わなければならない。

(布告の解除)

(6) 布告を承認する動議がいずれかの議院で否決された場合は、それまでに失効し又は解除されているものを除き、布告の解除は、否決の日に効力を生じ、動議に関し、更にこの条の規定に基づくそれ以上の行為を他の院でとることを要しない。

(命令及び規則の廃止)

(7) 緊急事態宣言を延長する布告を承認する動議がいずれかの議院で第 3 項の規定に従って動議に掲げる命令又は規則を動議から削る修正をした場合は、その命令又は規則は、修正の動議が採択される日において廃止する。

命令及び規則

(議会への上程)

第 61 条 (1) 第 2 項の規定に反しない限り、この法律の定めるところにより総督が制定したすべての命令又は規則は、制定後 2 開会日以内に議会の各議院に提出しなければならない。

(委員会への付託)

(2) この法律の定めるところにより制定された命令又は規則は、命令法 (Statutory Instruments Act) に基づき制定された規則によって官報での公布を免除されている場合にあっては、第 1 項の規定による議会の各議院への提出に代えて、制定後 2 日以内に議会審査委員会に、又は議会審査委員会が任命されていないか、若しくは設置されていないときには任命後若しくは設置後 2 日以内に議会審査委員会に付託しなければならない。

(廃止又は改正の動議)

(3) 上院又は下院の審議のため、第 1 項の規定に従って提出された命令又は規則を廃止又は

(5) 戦争緊急事態の宣言が失効する前に、総督が、120 日を超えない期間、布告によって宣言を延長できることを規定する。

改正する趣旨の動議が、上院にあっては10人以上の上院議員の連署をもって上院議長に対し、下院にあっては20人以上の下院議員の連署をもって下院議長に対し提出された場合は、当該議院は、提出後3開会日以内に動議を議題とし、審議しなければならない。

（採決）

- (4) 第3項の規定に従って議題とされ、審議された動議は連続して討論され、当該議院の採決の際に、議長は、更に討論又は修正を行うことなく、直ちに動議の処理に必要なすべての採決を行わなければならない。

（動議への賛成）

- (5) 第4項の規定に従って討論された動議が一の議院で採択された場合は、他の議院に動議が採択されたことを通知し、かつ、直ちに当該院から他の議院に他の議院の採択を要請する通知を送付しなければならない。

（審議）

- (6) 第5項の規定に従って動議の採択が要請された場合は、要請を受けた議院は、要請が行われた後3開会日以内に動議を議題とし、審議しなければならない。

（動議への賛成の採決）

- (7) 第6項の規定に従って議題とされ、審議される動議は、連続して討論され、当該議院の採決の際に、議長は、更に討論又は修正を行うことなく、直ちに動議の処理に必要なすべての採決を行わなければならない。

（命令又は規則の廃止又は改正）

- (8) 第6項の規定に従って議題とされ、審議される動議が採択された場合は、動議による命令又は規則は、動議に従って廃止又は改正され、廃止又は改正は、採択の日以後の日であり、かつ、当該動議で指定された日に、効力を生じる。

議会審査委員会

（議会審査委員会による審査）

- 第62条** (1) 緊急事態宣言に従った権限の行使並びに義務及び職務の履行は、当該目的のために任命され又は設置された両議院合同の委員会で審理されなければならない。

（委員）

- (2) 議会審査委員会は、下院議員12人以上を有する各政党に属する下院議員各1人以上及び委員会の委員である下院議員の属する各政党の上院議員1人以上をもって組織する。

（守秘宣誓）

- (3) 議会審査委員会のすべての委員及び同委員会の事務のために雇用されたすべての者は、別表に記された守秘宣誓をしなければならない。

（秘密会）

- (4) 第61条第2項の規定に従って付託された命令又は規則を審査するために開かれる議会審査委員会のすべての会議は、非公開で行わなければならない。

（命令又は規則の廃止又は改正）

- (5) 命令又は規則が第61条第2項の規定に従って議会審査委員会に付託された後30日以内に、委員会が命令又は規則を廃止又は改正する趣旨の動議を採択する場合は、当該命令又は規則は、動議に従って廃止又は改正され、当該廃止又は改正は、動議が採択された日以後の動議で指定された日に効力を生じる。

（議会への報告）

- (6) 議会審査委員会は、第1項の規定に基づく審査の結果を、緊急事態宣言の有効期間内の60日に1回以上及び次に掲げる期間内に議会の各議院に報告しなければならない。
- (a) 宣言を解除する動議が第59条第1項の規定に基づいて提出された後3開会日以内
- (b) 宣言を延長する布告が発出された後7開会日以内

- (c) 総督による宣言が失効し又は解除された後 7 開会日以内

調査

(調査)

第 63 条 (1) 総督は、緊急事態宣言が失効し又は解除された後 60 日以内に、宣言が発出されるに至った状況及び緊急事態に対処する

ためにとられた手段についての調査が行われるようにしなければならない。

(議会への報告)

- (2) この条の規定に従って行われた調査の報告書は、議会の各議院に緊急事態宣言の失効又は解除後 360 日以内に提出しなければならない。

第 7 章 附則 (略)

(みの こうせい)

緊急事態管理法

Emergency Management Act (S.C. 2007, c. 15.)⁽¹⁾

海外立法情報課 三野 功晴訳

【目次】

略称

解釈

大臣の責務

[各] 大臣の責務

命令又は規則

関連する法律の改正

調整のための改正

廃止

施行

緊急事態管理のための、及び既存の法律を改正
及び廃止するための法律

[2007年6月22日裁可]

上院及び下院の助言と同意を得て、女王陛下は
次のように制定する。

略称

第1条 この法律は、「緊急事態管理法」の略
称で引用することができる。

解釈

(定義)

第2条 この法律においては、次に掲げる用
語の意義は、それぞれ次に定めるところによ
る。

「緊急事態管理」とは、緊急事態の予防及
び被害の緩和、緊急事態に対する準備及び対
応並びに緊急事態からの復旧をいう。

「緊急事態管理計画」とは、次に掲げる目
的のための計画、取決めその他の方法をいう。

(a) 民間人による緊急事態に対する対処

(b) 民間緊急事態へのカナダ軍による国家防
衛法に従った対処

「政府機関」とは、各大臣が議会に対して
その運営及び事務について説明責任を負うす
べての省、庁、部局、委員会、法人その他の
機関をいう。

「大臣」とは、公共安全緊急事態準備担当
大臣をいう。

「州緊急事態」とは、州内で発生し、州政
府又は州の地方自治体はその緊急事態に対処
する一次的な責任を有する緊急事態をいう。

大臣の責務

(大臣の責務 (一般))

第3条 大臣は、カナダの緊急事態管理に関し、
各州その他の各主体と協力して各政府機関を
調整することにより主導的な役割を果たすこ
とを責務とする。

(責務 (カナダ))

第4条 第3条に規定する大臣の責務は、次
に掲げる事務を行うことを含む。

(a) 政府機関による緊急事態管理計画の準
備、維持、試行及び実施に関して、政策、

(1) この翻訳は、次のカナダ司法省サイト掲載の2011年9月21日現在の条文を使用した。タイトル横の番号は、制定順法律集 (Statutes of Canada) における整理番号である。〈<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/E-4.56/FullText.html>〉 [] は、訳者が補った部分である。

- 計画その他の方法を策定すること。
- (b) 緊急事態管理計画の準備、維持、試行及び実施に関して政府機関に助言すること。
 - (c) 政府機関が作成した緊急事態管理計画を分析し、及び評価すること。
 - (d) 起こり得る緊急事態、切迫した緊急事態及び実際の緊急事態を監視して、他の大臣に適宜助言を行うこと。
 - (e) 緊急事態に対するカナダ政府の対応を調整すること。
 - (f) 政府機関の緊急事態管理に関する活動と各州の活動との調整を図り、並びに各州の緊急事態管理を支援し、及び各州を通じて地方自治体の緊急事態管理を支援すること。
 - (g) 議会制定法に基づく緊急事態宣言に関して、副総督と効果的に協議を実施する取決めを各州と行うこと。
 - (h) 財政的支援の提供及び国家防衛法第4章に基づく民間人救援のための軍の出動の要請を除き、州緊急事態に関して支援の提供を調整すること。
 - (i) 州の要請を受けて、州に財政以外の支援を提供すること。
 - (j) 次に掲げる場合において、州に財政支援を行うこと。
 - (i) 第7条の規定に基づいて、その州における州緊急事態が連邦政府の関心事項であると宣言された場合
 - (ii) 第7条の規定に基づいて、大臣が支援を提供する権限を有する場合
 - (iii) 州が財政支援を要請した場合
 - (k) カナダ政府の外交方針に従って、国際的な緊急事態管理活動に参加すること。
 - (l) 緊急事態の際の立憲政体の継続のために必要な準備を整えること。
 - (m) 緊急事態管理についての方針及び計画を策定すること。

- (n) 緊急事態管理に関する演習を行い、並びに教育及び訓練を提供すること。
- (o) 基準及び優良事例の採用を含め、緊急事態管理の共通の方法を促進すること。
- (p) 緊急事態管理に関する調査研究を行うこと。
- (q) 緊急事態管理に関する問題についての一般の意識を啓発すること。
- (r) 緊急事態管理を強化するために、公認された情報の共有を促進すること。

(その他の責務)

- (2) 大臣は、緊急事態管理に関して総督が定めるその他の事項を責務とする。

(責務 (米国))

第5条 大臣は、外務大臣と協議の上、米国政府の関係当局と合同で緊急事態管理計画を作成し、この計画に従って米国における緊急事態に対するカナダの対応を調整し、緊急事態に応じた支援を提供することができる。

[各] 大臣の責務

(〔各〕 大臣の責務)

第6条 政府機関のために議会に説明責任を負う各大臣は、緊急事態管理に関し、その大臣の責務の分野の又は責務の分野に関連する危険性(重要な基幹施設に関する危険性を含む。)を特定すること、及び大臣が定める政策、計画その他の方法に従って次に掲げる事務をつかさどる。

- (a) 当該危険性に関して緊急事態管理計画を準備すること。
- (b) 緊急事態管理計画を維持し、試行し、及び実施すること。
- (c) 緊急事態管理計画に関して演習及び訓練を実施すること。

(緊急事態管理計画の内容)

(2) 各大臣は、緊急事態管理計画に次の事項を記載しなければならない。

(a) 州政府を支援し及び州政府を通じて地方自治体を支援するための計画、取決めその他の方法

(b) 連邦と州との間の地域的計画

(c) 緊急事態における政府機関の継続的な活動を確保するための計画、取決めその他の方法

(d) 戦争その他の武力紛争に際し、次に掲げる事項を行うための計画、取決めその他の方法

(i) 総力的な国防努力への支援

(ii) 軍事作戦の遂行におけるカナダ軍及び同盟国軍への支援

(iii) カナダの軍及び民間人が同盟国に対する戦時義務を果たすための貢献

(iv) 外国の紛争のカナダへの影響の緩和

(州の緊急事態)

(3) 州緊急事態に対しては、州政府の支援要請がない限り、又はその州との間に支援を要求し若しくは許可する合意がない限り、〔連邦〕政府機関は、対応することができない。

命令又は規則

(命令又は規則)

第7条 総督は、大臣の勧告に基づき、次に掲げる事項に関する命令又は規則を制定することができる。

(a) 緊急事態管理計画の準備、維持、試行及び実施

(b) 民間緊急事態に対応するための、連邦の民間資源の利用

(c) 州緊急事態を連邦政府の関心事項とする旨の宣言

(d) 第4条第1項(i)の規定に基づく州への財政支援を提供する大臣への許可

関連する法律の改正

(情報アクセス法)

第8条 [改正]

第9条 [改正]

第10条 [改正]

(公共安全緊急事態準備省設置法)

第11条 [改正]

調整のための改正

第12条 [改正]

廃止

第13条 [廃止]

施行

(総督令)

第14条 この法律は、第12条を除き、総督令で定める日から施行する。

(みの こうせい)